

豊中市

若者自立支援計画

～改訂版～

令和4年(2022年)3月
豊中市

も く じ

1.	計画策定の背景	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	基本理念	4
4.	計画期間	4
5.	本計画における子ども、若者の定義	5
6.	子ども・若者の現状とこれまでの取り組みについて	6
6-1	子ども・若者の現状について	6
1.	子ども・若者の基本データ	6
2.	若者を取り巻く状況	11
3.	その他	19
6-2	これまでの取り組み	27
①	子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成	27
②	子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築	31
③	子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進	33
④	支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり	40
⑤	非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援	43
6-3	今後の取り組みに向けた課題	46

7.	施策の方向性	52
	7-1 基本方針	52
	7-2 施策の柱	53
	① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成	53
	② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築	55
	③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進	58
	④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり	59
	⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援	60
8.	評価指標の設定	61
9.	推進の留意点	63
10.	推進体制	64

資料編

資料 1	関連事業一覧	65
資料 2	子供・若者育成支援推進大綱（概要）	73
資料 3	豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱	77
資料 4	若者自立支援計画の中間見直しについて	83
資料 5	意見公募手続き結果	88

1. 計画策定の背景

これまでの市の青少年行政は、青少年健全育成都市宣言のもと、おおむね 30 歳までの青少年を対象として、健全育成や非行防止・保護育成、有害環境への対策等に取り組み、野外活動や集団生活の体験など、学校において行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる社会教育活動の一部を担ってきました。

また、青少年が自立するまでの成育過程は、家庭や学校教育を通して行うものという社会的認識の中で、学校を卒業すると多くの若者が切れ目なく企業等に採用され、研修や訓練を受けて職業的に自立し、新たな家族を形成して生活の自立を確立していくというものでした。

しかし、バブル経済が崩壊する 1990 年代から、青少年の自立を委ねてきた、家庭、地域、企業等の力が弱まり、社会環境が大きく変化する中で、家庭の貧困との関係や小中学校での不登校、高等学校の中途退学、若年無業者、非正規雇用労働者などが社会問題として取り上げられるようになりました。将来に強い不安感を持ちながらも、対処すべき術がないまま過ごし、人との関わりが十分に持てずに、社会生活にうまく適応できない多くの青少年の存在が明らかになってきました。

こうした背景から、国においては、平成 21 年(2009 年)7 月に子ども・若者育成支援推進法を制定し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進しています。

市においても、平成 27 年(2015 年)10 月に豊中市子ども・若者支援協議会を設置し、社会生活への適応支援を基本として、教育、保健・医療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の各専門分野を構成機関としたネットワークによる支援体制を整備しました。また、平成 28 年(2016 年)3 月に「豊中市若者支援構想」、平成 30 年(2018 年)3 月に「豊中市若者自立支援計画」を策定し、子ども・若者支援協議会の構成団体や関係支援機関等と連携しながら若者の健やかな成長と自立に向けた取り組みをすすめてきました。

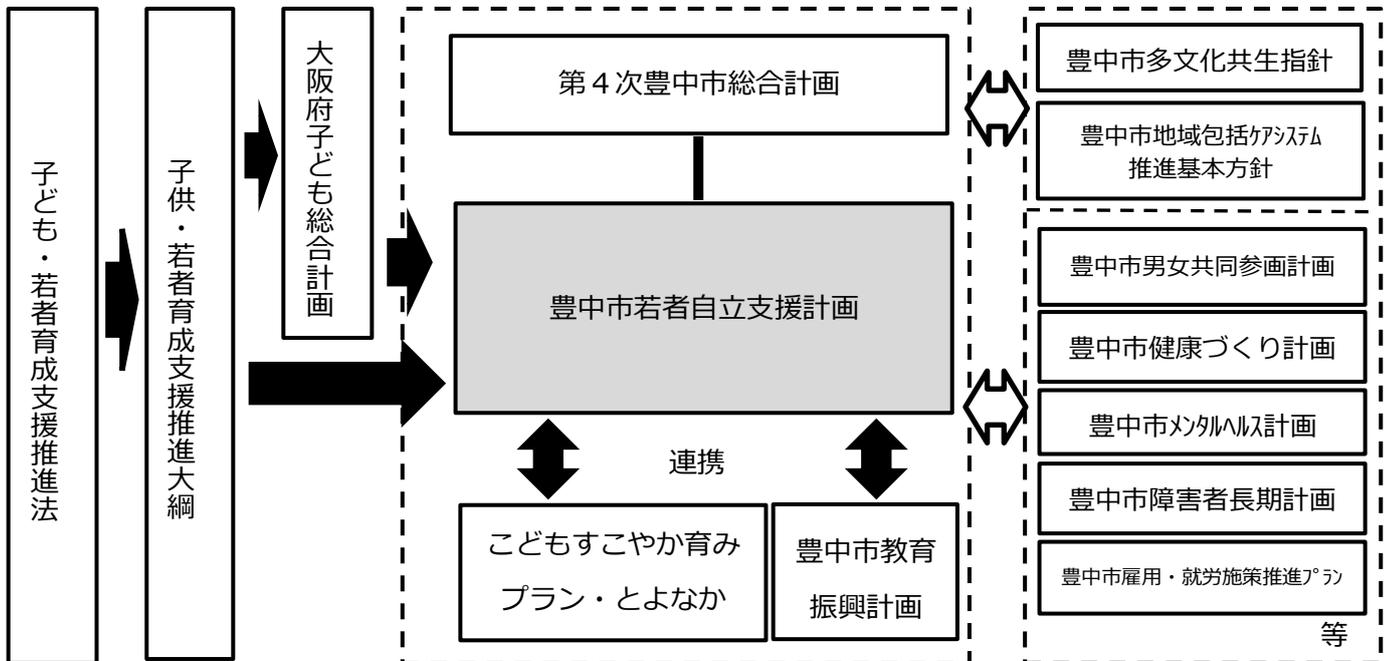
「豊中市若者自立支援計画」は令和 7 年度（2025 年度）までの計画で、「豊中市若者支援構想」策定から 5 年が経過する令和 2 年度（2020 年度）に社会状況の変化や各施策の進捗状況等を検証し必要な見直しを行う予定でしたが、コロナ禍の影響もふまえて検討を行うため見直し時期を変更し、令和 3 年度（2021 年度）に「豊中市若者自立支援計画（改定版）」としてとりまとめました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「大阪府子ども総合計画」を勘案して策定しています。

子どもの健やかな育成については「豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか」（以下、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」という。）及び「豊中市教育振興計画」と連携を図り推進することとし、本計画では、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心としながら、学校から社会に移行する期間を支える仕組みや困難な状況に直面する前の予防的な観点の対応等についても定めるものです。

なお、本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画とし、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」との連携を図ります。また、「豊中市多文化共生指針」及び「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」の考え方をふまえるとともに、「豊中市男女共同参画計画」「豊中市健康づくり計画」「豊中市メンタルヘルス計画」「豊中市障害者長期計画」「豊中市雇用・就労施策推進プラン」等の関連する分野別計画とも整合性を図り、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的に推進するものです。



また、本市においては、持続可能な開発目標 SDGs¹に基づいた施策展開を図っていますが、17 の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係しており、一人の子ども・若者をも取り残すことなく、その育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない」ことをうたった SDGs の達成に向けた取組そのものと言えます。本計画では「目標 1 貧困をなくそう」、「目標 3 すべての人に健康と福祉を」、「目標 4 質の高い教育をみんなに」、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標 8 働きがいも経済成長も」、「目標 10 人や国の不平等をなくそう」、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」、「目標 12 つくる責任つかう責任」、「目標 16 平和と公正をすべての人に」、「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」の 10 分野に関わる施策内容を含んでいます。



¹ 平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とそれを実現するための 169 のターゲットのことで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組みます。（豊中市ホームページより）

3. 基本理念

本計画では、これまでの青少年行政の取り組みを基礎としながら、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心に取り組むことから、「青少年健全育成都市宣言」を基本理念とします。

青少年健全育成都市宣言

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

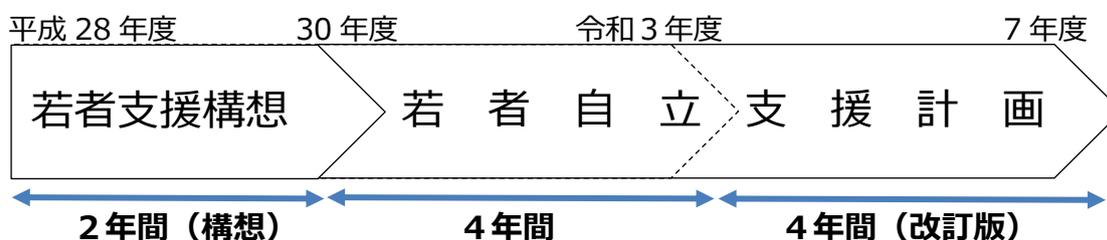
そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成都市」を宣言します。

昭和60年（1985年）10月9日 豊中市

4. 計画期間

本計画は、豊中市若者支援構想の具体化を図るものであることから、計画期間は、平成30年度（2018年度）から構想の目標年次である令和7年度（2025年度）までの8年間とし、令和3年度（2021年度）に取り組みの中間見直しを行いました。当初は令和2年度（2020年度）に見直しを行う予定でしたが、コロナ禍の影響をふまえて検討を行うため見直し時期を変更しました。



次期計画の見直しにおいては、概ね18歳までの子どもと子育て家庭等に対する様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めている「こどもすこやか育みプラン・とよなか」との継続性や連携強化を含め総合的に見直す予定です。

5. 本計画における子ども、若者の定義

子ども：乳幼児期及び思春期の者としします。本計画では法令上又は引用元にて「子供」と表記されている固有名詞を除き、「子ども」という言葉を用いています。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期も対象としします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、本計画では「青年期」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
思春期*	中学生からおおむね18歳まで
青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満まで
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

* 思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

—子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）より抜粋—

6. 子ども・若者の現状とこれまでの取り組みについて

6-1 子ども・若者の現状について

1. 子ども・若者の基本データ

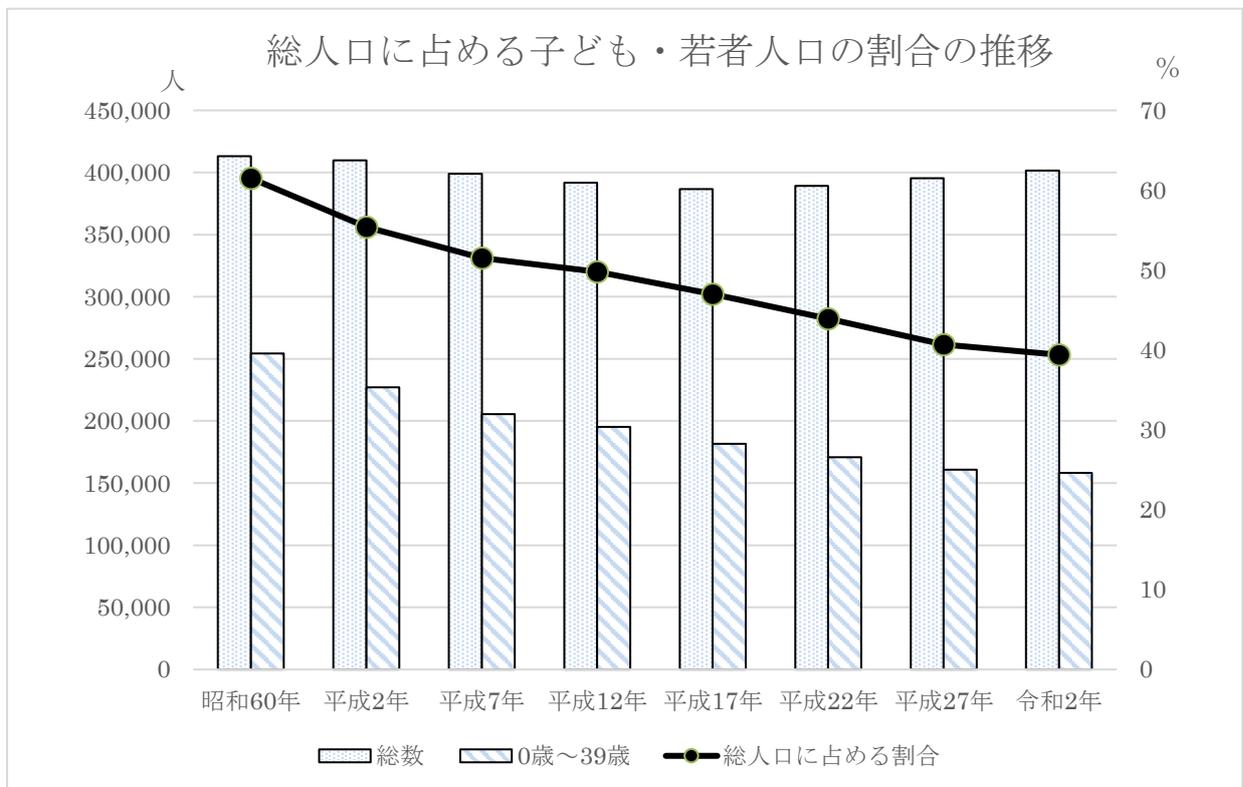
(1) 子ども・若者人口及び総人口に占める子ども・若者人口割合の推移

令和2年(2020年)10月1日における本市の0歳から39歳までの子ども・若者の人口は158,209人、総人口に占める割合は39.4%となっています。

(人、%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	413,213	409,837	398,908	391,726	386,623	389,341	395,479	401,558
0歳～39歳	254,321	227,200	205,580	195,183	181,648	170,757	160,780	158,209
総人口に占める割合	61.5	55.4	51.5	49.8	47.0	43.9	40.7	39.4

資料:総務省統計局「国勢調査報告」



(2) 市立小中学校における長期欠席者数の推移

令和2年度（2020年度）の市立小中学校における長期欠席者数は、小学校483人、中学校646人となっており、うち不登校は小学校194人、中学校319人となっています。

(人)

豊中市 年度	小学校				中学校			
	病気	不登校	その他	合計	病気	不登校	その他	合計
平成27年	96	108	76	280	81	318	40	439
平成28年	61	134	79	274	65	332	19	416
平成29年	85	119	86	290	84	294	51	429
平成30年	91	124	135	350	131	236	89	456
令和元年	77	144	115	336	118	239	117	474
令和2年	56	194	233	483	112	319	215	646

資料：豊中市教育委員会事務局児童生徒課調べ

(参考)不登校児童生徒出現率の推移

(%)

年度		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2
小学校	豊中市	0.37	0.46	0.44	0.38	0.43	0.51	0.63	0.55	0.57	0.65	0.88
	大阪府	0.32	0.32	0.33	0.40	0.44	0.46	0.54	0.58	0.71	0.80	1.05
	全国	0.32	0.33	0.31	0.36	0.39	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00
中学校	豊中市	2.31	2.17	2.04	2.50	2.66	3.21	3.44	3.12	2.51	2.55	3.38
	大阪府	2.93	3.07	2.95	3.17	3.25	3.40	3.57	3.67	3.83	4.25	4.21
	全国	2.73	2.64	2.56	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09

資料：豊中市立小中学校長期欠席児童生徒に関する調査報告書

(3) 市立小中学校における不登校のきっかけと考えられる状況

小学校では、「親子の関わり方」や「無気力、不安」が多く、中学校では「無気力、不安」が多くなっています。

令和2年度（2020年度）(人)

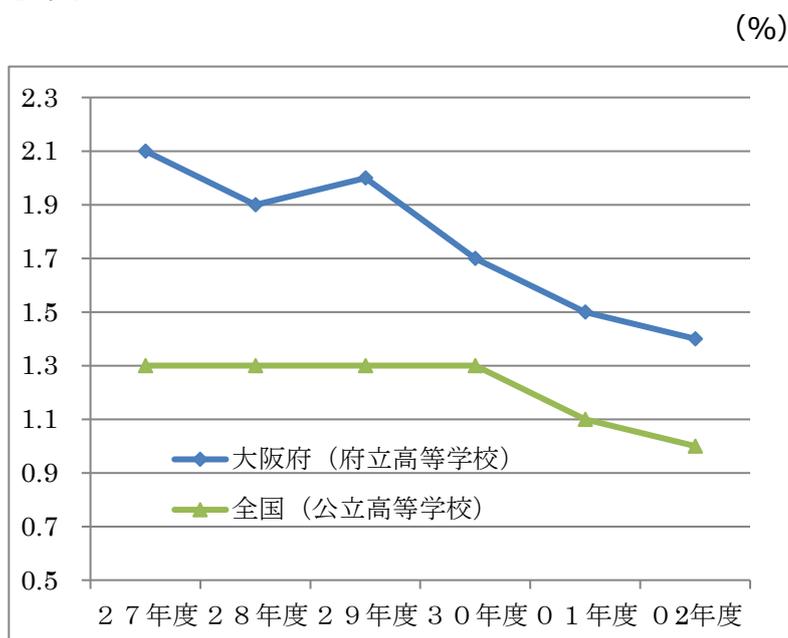
区分 学校種		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり る問題	教職員との関係をめぐり る問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動誘等への不適応	学校のきまり等をめぐり る問題	入学・転編入学・進級時の不 対応	家庭の生活環境の急激な 変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、 非行		無気力、不安
小学校	①主たるもの	0	6	8	5	0	0	3	3	4	20	1	41	103	0
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	4	1	13	1	0	2	0	6	45	9	21	25	
中学校	①主たるもの	0	43	2	22	0	1	4	9	4	38	7	29	160	0
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	21	0	17	8	2	2	5	5	38	11	17	43	

①一人1つ必ず選択 ②一人2つまで選択可能

資料：豊中市教育委員会事務局児童生徒課調べ

(4) 府立高等学校における中途退学者の状況

令和2年度(2020年度)における府立高等学校の中途退学者数は1,465人となっています。府立高校における中途退学率は改善傾向にあるものの、全国水準とは開きがあります。



上段:中途退学者数(人)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高等学校 (全・定・通)	府立	2,651	2,337	2,382	1,952	1,703	1,465
	全国 (公立)	31,083	29,531	28,929	28,513	25,038	20,283
		2.1	1.9	2.0	1.7	1.5	1.4
		1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0

資料:令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(5) 大学・短期大学への進学率等の推移

令和2年度(2020年度)における市内の高等学校卒業時の進路未決定者は151人で、高等学校卒業者のうち約4.6%となっており、全国とほぼ同じ割合です。

(人)

区分		高等学校 卒業生	大学・ 短期大学	専門学校 進学者等	就職者	一時的な仕事 に就いた者/ 臨時労働者 (令和2以降)	進学も就 職もしてい ない者
豊 中 市	平成27年	3,132	2,322	556	73	24	157
	平成28年	3,193	2,405	530	72	13	173
	平成29年	3,327	2,464	609	69	18	167
	平成30年	3,343	2,475	617	78	13	159
	令和元年	3,456	2,505	645	68	15	223
	令和2年	3,265	2,488	519	87	20	151

資料:豊中市統計書

※前年度の卒業生について、各年5月1日現在で実施した学校基本調査(基幹統計)のうち、卒業後の状況調査の結果を掲げたもの。

(人)

区分		高等学校 卒業生	大学・ 短期大学	専門学校 進学者等	就職者	一時的な仕事 に就いた者/ 臨時労働者 (令和2以降)	進学も就 職もしてい ない者
全 国	平成27年3月	1,068,989	583,533	239,920	189,739	9,616	46,721
	平成28年3月	1,064,352	583,704	236,800	189,868	8,397	46,057
	平成29年3月	1,074,655	589,121	237,218	190,311	7,797	50,641
	平成30年3月	1,061,565	581,958	233,386	186,289	6,987	53,199
	令和元年3月	1,055,807	578,382	231,690	185,613	6,526	53,823
	令和2年3月	1,042,549	582,540	226,405	181,781	3,111	48,410

資料:学校基本調査

(6) 市立中学校支援学級・府立支援学校(高等部)卒業生の進路状況

令和3年(2021年)3月における市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校(高等部)を卒業した生徒の進路状況は、それぞれ、「進学」と「生活介護」が多くなっています。

進路状況(令和3年3月)

(人)

進路	市立中学校 支援学級卒業生	府立支援学校(高等部)卒業生		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	102	1	1	0
就労	0	1	1	0
就労移行支援	0	3	2	1
就労継続支援A型	0	1	1	0
就労継続支援B型	0	10	10	0
生活介護	0	23	18	5(内医療的ケア有)
自立訓練	0	10	10	0
訓練校	0	1	1	0
その他	0	2	1	1(在家庭)
計	102	52	45	7

※市立中学校については豊中市教育委員会、府立支援学校は両支援学校の協力による。

※府立支援学校(高等部)卒業生は豊中市在住生徒を計上しています。

卒業生見込み

(人)

時期	市立中学校 支援学級	府立支援学校(高等部)		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
令和4年3月	154	45	39	6(内2医療的ケア有)
令和5年3月	159	50	46	4(内1医療的ケア有)
令和6年3月	168	41	35	6(内1医療的ケア有)

※市立中学校については豊中市教育委員会、府立支援学校は両支援学校の協力による。

※支援学校(高等部)卒業生は豊中市在住生徒を計上しています。

2. 若者を取り巻く状況

(1) 府内の福祉犯罪（法令別）被害状況

福祉犯罪（少年の心身に有害な影響を与え、健全育成を大きく阻害する犯罪）被害者のうち約 56.5%は女子となっています。

(人)

区分	大阪府		平成 27 年		令和 2 年		増減数
			(うち女子)		(うち女子)		
総数			546	(303)	524	(296)	-22
児童福祉法			19	(18)	12	(12)	-7
売春防止法			14	(14)	1	(1)	-13
職業安定法			4	(4)	0	(0)	-4
労働基準法			-	(-)	11	(8)	11
風営適正化法			98	(37)	87	(39)	-11
大麻取締法			-	(-)	22	(4)	22
覚せい剤取締法			11	(7)	0	(0)	-11
毒物劇物取締法			1	(0)	0	(0)	-
青少年健全育成条例			92	(82)	91	(82)	-1
児童買春・児童ポルノ禁止法			98	(87)	146	(125)	48
未成年飲酒禁止法			57	(21)	31	(12)	-26
未成年喫煙禁止法			130	(17)	120	(11)	-10
その他			22	(16)	3	(2)	-19

資料:大阪府警察本部「少年非行統計」

区分	大阪府	全体に占める女子の割合(%)	
		平成 27 年	令和2年
総数		55.5	56.5
児童福祉法		94.7	100.0
売春防止法		100.0	100.0
職業安定法		100.0	0
労働基準法		-	72.7
風営適正化法		37.8	44.8
大麻取締法		-	18.2
覚せい剤取締法		63.6	0
毒物劇物取締法		0	0
青少年健全育成条例		89.1	90.1
児童買春・児童ポルノ禁止法		88.8	85.6
未成年飲酒禁止法		36.8	38.7
未成年喫煙禁止法		13.1	9.2
その他		72.7	66.7

資料:大阪府警察本部「少年非行統計」より一部改編

(2) 府内の性器クラミジア感染症の年齢別構成

大阪府の感染症発生動向調査事業報告書の性感染症データのうち、もっとも報告件数が多かった性器クラミジア感染症の年齢別構成をみると、20歳代女性の感染者が多くっており、全体の約3割を占めています。

性器クラミジア感染症の年齢別構成(令和元年)

(人)

令和元年	0～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	合計	
性器ク	男	0	0	77	324	228	176	135	94	80	46	26	20	1,206
ラミジア	女	0	1	151	479	315	142	87	49	31	15	3	2	1,275
感染症	計	0	1	228	803	543	318	222	143	111	61	29	22	2,481

資料:大阪健康安全基盤研究所「感染症発生動向調査事業報告書」

(3) 府内の梅毒の報告数の推移

府内の梅毒感染者の報告数は、近年大幅に増加しており、男性では20代から40代、女性は20代が多くなっています。また、男性と比較し、女性は低年齢の感染報告が多くなっています。

梅毒の報告数の推移

(届出数)

大阪府	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
男性	70	82	141	215	240	386	512	701	605
女性	7	15	16	25	83	205	330	487	496
計	77	97	157	240	323	591	842	1,188	1,101

資料:国立感染症研究所「感染症発生動向調査事業年報」

梅毒の年齢別構成(令和元年)

(人)

	0～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	合計	
梅毒	男	2	0	11	78	89	68	56	72	62	50	41	76	605
	女	3	0	59	217	79	38	32	19	19	10	8	12	496
	計	5	0	70	295	168	106	88	91	81	60	49	88	1101

資料:国立感染症研究所「感染症発生動向調査事業年報」

(4) 府内の薬物事犯の検挙人員（覚せい剤事案）

令和2年（2020年）の府内の20歳代から30歳代における薬物事犯検挙人員は391人となっています。また、未成年者の検挙人員は11人となっています。

（人）

区分／年別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙人員	1,350	1,467	1,482	1,296	1,142	1,071
成人(歳)	1,334	1,450	1,474	1,283	1,130	1,060
20～29	201	181	184	132	142	129
30～39	385	435	397	355	304	262
40～49	456	487	535	446	382	335
50以上	292	347	358	350	302	334

資料：大阪府警察本部「薬物事犯の現状」 ※「麻薬特例法」違反を含む。

(5) 府内及び市内における不良行為少年の補導状況

府内及び市内とも不良行為少年の補導状況をみると、平成27年と比較すると大幅に減少しています。件数では「深夜徘徊」が最多で、次いで「喫煙」となっています。

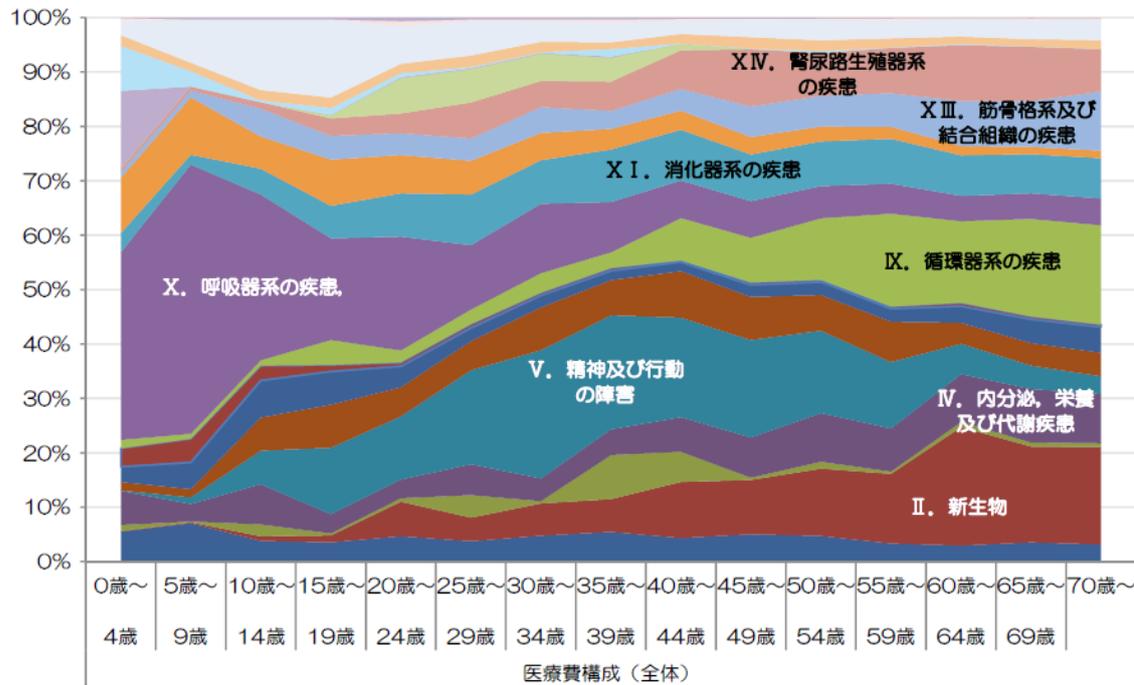
（件）

		大阪府			豊中市		
		平成27年	令和元年	増減	平成27年	令和元年	増減
総数		99,763	51,595	-48,168	1,077	732	-345
行為	飲酒	262	215	-47	1	5	4
	喫煙	27,344	8,218	-19,126	286	124	-162
	薬物乱用	1	-	-1	-	-	-
	粗暴行為	53	42	-11	-	-	-
	刃物等所持	7	3	-4	-	-	-
	金品不正要求	-	-	-	-	-	-
	金品持出し	-	-	-	-	-	-
	性的いたずら	-	-	-	-	-	-
	暴走行為	79	26	-53	0	1	1
	家出	13	6	-7	2	-	-2
	無断外泊	3	4	1	-	-	-
	深夜徘徊	70,749	41,994	-28,755	771	596	-175
	怠学	817	801	-16	15	5	-10
	不健全性的行為	6	14	8	-	-	-
	不良交友	23	5	-18	1	-	-1
	不健康娯楽	29	180	151	-	-	-
その他	376	87	-289	1	-	-1	

資料：大阪府警察本部調べ

(6) 豊中市国民健康保険における年齢階層別医療費構成

20歳代や30歳代の「精神及び行動の障害」にかかる医療費の割合が他の疾病と比較し高くなっています。



資料:第2期豊中市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30年)

※データ化範囲(分析対象)…医科、調剤の電子レセプトのみ。対象診療年月は平成28年4月～平成29年3月診療分(12か月分)。

(7) 離職状況

令和元年（2019年）の全国及び大阪府における離職者全体に占める若者（39歳までの労働者）の割合は、約5割です。

（千人）

令和元年		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	合計
全 国	一般労働者	70.8	517.1	619.3	470.5	371.7	2,121.4	4,171.0
	パートタイム労働者	478.4	846.3	279.5	273.7	192.0	1,617.2	3,687.1
	合計	549.2	1,363.4	898.9	744.1	563.7	3,738.8	7,858.1
大阪府	一般労働者	1.8	23.2	38.9	34.4	27.7	150.2	276.1
	パートタイム労働者	49.1	36.1	21.0	21.8	15.2	133.6	276.9
	合計	51.0	59.3	59.9	56.2	42.9	283.8	553.0

資料：雇用動向調査

※一般労働者：常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の労働者。

※パートタイム労働者：常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者、又はその事業所の一般の労働者1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

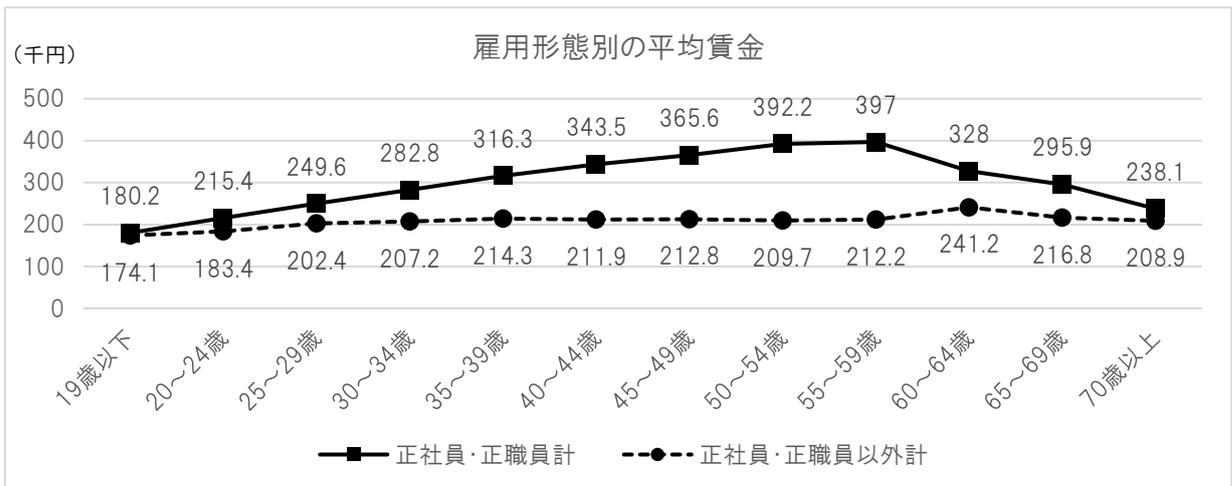
(8) 雇用形態別平均賃金（全国）

正社員と正社員以外の賃金格差は、男女合計の平均では約1.51倍となっており、50歳から54歳、55歳～59歳では、約1.87倍となっています。

（千円）

令和2年 所定内給与額 年齢別	男女		男		女	
	正社員・ 正職員計	正社員・ 正職員以外計	正社員・ 正職員計	正社員・ 正職員以外計	正社員・ 正職員計	正社員・ 正職員以外計
19歳以下	180.2	174.1	182.8	188.0	175.8	158.4
20～24歳	215.4	183.4	217.3	187.8	213.3	179.7
25～29歳	249.6	202.4	256.2	210.0	239.5	196.5
30～34歳	282.8	207.2	294.6	222.6	258.1	195.1
35～39歳	316.3	214.3	334.7	235.3	272.9	200.6
40～44歳	343.5	211.9	367.6	240.6	286.5	196.6
45～49歳	365.6	212.8	396.3	245.6	293.9	198.5
50～54歳	392.2	209.7	431.2	242.6	302.6	195.6
55～59歳	397.0	212.2	435.3	252.1	303.6	190.5
60～64歳	328.0	241.2	350.0	266.7	272.0	190.0
65～69歳	295.9	216.8	309.7	234.7	257.0	180.9
70歳以上	283.1	208.9	293.6	222.0	255.5	179.6
平均	324.2	214.8	350.7	240.2	269.2	193.3

資料：賃金構造基本統計調査



(参考) 15歳から39歳までの若年無業者数の推移

15歳から39歳人口に占める無業者の割合は、全国では令和2年度に大きく増加しています。

(万人、%)

全国		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 数	15～19歳	9	9	8	19
	20～24歳	16	15	14	18
	25～29歳	20	17	17	14
	30～34歳	19	17	17	18
	35～39歳	17	21	19	18
15～39歳人口に占める割合		2.0	2.1	2.2	2.7

資料：内閣府「子供・若者白書」

(人、%)

豊中市		平成17年	平成22年	平成27年
人 数	15～19歳	203	234	270
	20～24歳	257	250	329
	25～29歳	279	265	301
	30～34歳	367	299	376
	35～39歳	312	420	439
15～39歳人口に占める割合		1.1	1.3	1.6

資料：国勢調査

(9) ひきこもりの状況

平成 28 年度（2016 年度）に実施した「若い世代の生活に関する調査」(*)では、ひきこもり群²の推計値は 2,530 人、ひきこもり親和群³の推計値は 5,816 人となっています。また、調査結果からは、ひきこもり群の 30 歳以上の高齢化及びひきこもり状態の長期化がみられます。

* 「若い世代の生活に関する調査」の詳細は、豊中市ホームページをご参照ください。

① ひきこもり群、ひきこもり親和群の属性

	ひきこもり群		ひきこもり親和群	
	豊中市	国	豊中市	国
出現率	1.63%	1.57%	5.63%	4.82%
性別	男 45.8%	男 63.3%	男 47.0%	男 40.7%
	女 54.2%	女 36.7%	女 53.0%	女 59.3%
15～19 歳	12.5%	10.2%	33.7%	27.3%
20～24 歳	12.5%	24.5%	31.3%	24.7%
25～29 歳	33.3%	24.5%	19.3%	21.3%
30～34 歳	20.8%	20.4%	6.0%	18.0%
35～39 歳	20.8%	20.4%	9.6%	8.7%
中学校卒	8.3%	8.2%	7.2%	5.3%
高等学校卒(※)	50.0%	46.9%	26.5%	42.0%
専門学校卒	8.3%	12.2%	12.0%	13.3%
短大卒	4.2%	8.2%	6.0%	4.7%
大学(院)卒	25.0%	22.4%	44.6%	34.0%
その他	4.2%	2.0%	3.6%	0.7%
無職者のうち就業経験あり	53.4%	—	50.0%	—

(※)定時制・通信制・サポート制含む。

² ひきこもり群とは、家からは外出しない、または自分の趣味に関する用事や近所のコンビニエンスストアなどにだけ外出するという状態が6ヵ月以上継続している人

³ ひきこもり親和群とは、ひきこもり群に該当しない人のうち、ひきこもり群の気持ちがわかる、または自分も家に閉じこもりたいと思うことがある人

② ひきこもり群の状況

	ひきこもり群			
	豊中市		国	
現在の状態になった年齢	～14歳	4.2%	～14歳	12.2%
	15～19歳	33.3%	15～19歳	30.6%
	20～24歳	37.5%	20～24歳	34.7%
	25～29歳	16.7%	25～29歳	8.2%
	30～34歳	8.3%	30～34歳	4.1%
	35～39歳	0.0%	35～39歳	0.2%
現在の状態になってからの期間	6月～1年未満	0.0%	6月～1年未満	12.2%
	1～3年未満	20.8%	1～3年未満	12.2%
	3～5年未満	8.3%	3～5年未満	28.6%
	5～7年未満	25.0%	5～7年未満	12.2%
	7年以上	45.8%	7年以上	34.7%
現在の状態になったきっかけ (複数回答)	①人間関係がうまくいかなかった	41.7%	①不登校	18.4%
	②病気	37.5%	①職場になじめなかった	18.4%
	③不登校	33.3%	③就職活動がうまくいかなかった	16.3%
	③就職活動がうまくいかなかった	33.3%	③人間関係がうまくいかなかった	16.3%
相談意向	意向あり	54.2%	意向あり	32.7%
相談機関に対する希望 (複数回答)	①親身に聴いてくれる	37.5%	①親身になって聴いてくれる	30.6%
	②カウンセラーがいる	29.2%	②無料で相談できる	22.4%
	②精神科医がいる	29.2%	③心理学の専門家がいる	16.3%
			③精神科医がいる	16.3%
相談したくない理由 (複数回答)	①相談に行っても解決できない		①相手にうまく話せない	
	②何をきかれるか不安		②自分のことを知られたくない	
	②相手にうまく話せない		②相談に行っても解決できない	
	②お金がかかる		②お金がかかる	

資料：平成29年「豊中市若い世代の生活に関する調査報告書」

3. その他

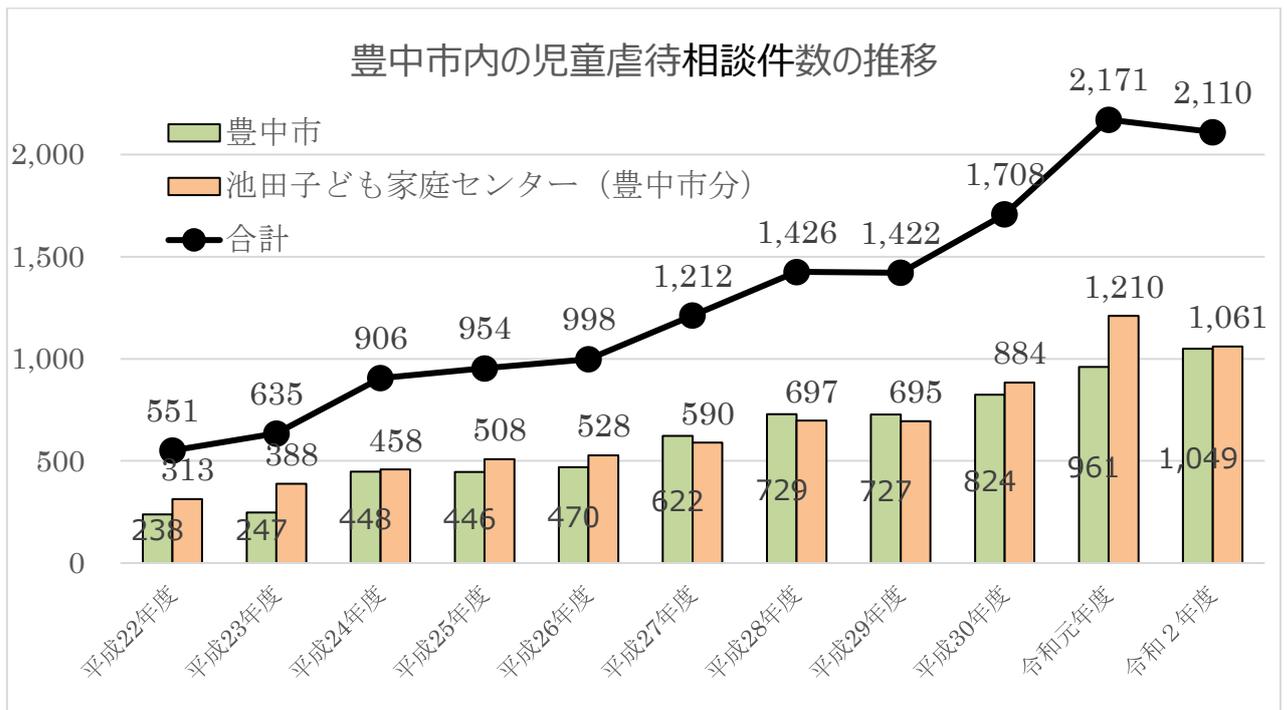
(1) 市内の児童虐待相談件数

令和2年度（2020年度）の相談件数は2,110件となっており、増加傾向にあります。

(件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
豊中市	238	247	448	446	470	622	729	727	824	961	1,049
池田子ども家庭センター※	313	388	458	508	528	590	697	695	884	1,210	1,061
合計	551	635	906	954	998	1,212	1,426	1,422	1,708	2,171	2,110

※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ。



(2) 市内の外国にルーツをもつ子ども・若者の状況

① 市内の外国にルーツをもつ子ども・若者の概要

市内の外国人の人口（2020年3月末）は6,118人、総人口の約1.5%です。そのうち子ども・若者（0～40歳）は3,561人、同年齢層全体（161,918人）の約2.2%で、豊中市の子ども・若者のうち50人に1人は外国籍です。なお、出生時に父、母のいずれかが日本国籍であれば、子どもは日本国籍を取得することができることから、日本国籍であっても、外国にルーツをもつ子ども・若者は統計値以上に存在すると考えられます。

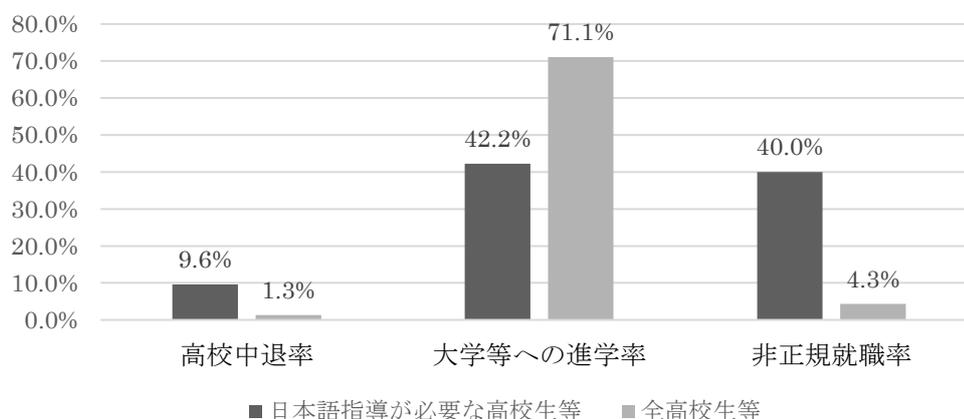
② とよなか国際交流センターの相談窓口における「子どもの教育に関する」相談件数

2016年度～2020年度の相談件数1,170件のうち、上位5位が「学校」（245件）「就労」（124件）「日本語学習」（88件）「人間関係（家庭内）」（70件）「在留資格」（60件）となっています。

③ 外国にルーツを持つ子ども・若者を取り巻く課題

出身国で中学校を卒業する前に来日した場合は日本の中学校に編入できますが、中学校卒業後に来日した場合は日本の中学校に編入できず、日本語を習得する機会がないことや高校入試制度の情報が得られないことから高校進学が困難です。また、例えば「家族滞在」など、在留資格によって就労に制限があり、本人の意欲や能力があっても正規雇用の仕事に就くことが難しい若者がいます。また外国人が日常生活で使える社会資源が不足していることから、日本語ができない親のために役所や病院などで通訳をする子ども・若者がいるなど、ヤングケアラー⁴も少なくありません。

文部科学省の全国の調査で、日本語指導が必要な高校生等の中退率が9.6%と全高校生等の約7倍、高校卒業後に大学や専修学校等に進学した生徒の割合は42.2%と全高校生等の約6割、就職者における非正規就職率は40.0%と全高校生等の約9倍となっており、日本語指導が必要な高校生等の困難な状況が明らかになっています。



（資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」）

⁴ 法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

(3) 府内及び市内におけるいじめ⁵の認知件数の推移

平成 27 年度（2015 年度）は認知件数が大幅に増加しましたが、各校におけるいじめの早期発見の目がより行き届いた結果であると思われます。以降は減少し、令和 2 年度（2020 年度）は小学校・中学校合わせて 476 件となっています。

(件)

年度		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
豊中 市	小学校	145	363	315	311	177	257	263
	中学校	89	162	126	104	126	178	213
大阪 府	高等学校	343	349	349	515	533	629	385
	支援学校	36	104	132	116	101	120	125

資料：豊中市教育委員会事務局児童生徒課調べ、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 市内におけるいじめの現在の状況

令和 2 年度（2020 年度）に認知された 476 件のうち、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日の時点で約 66%は解消されています。

(件)

豊中市		解消している もの	解消に向けて 取組中	その他
平成 28 年	小学校	241	73	1
	中学校	111	14	1
平成 29 年	小学校	158	153	0
	中学校	68	36	0
平成 30 年	小学校	116	59	2
	中学校	96	30	0
令和元年	小学校	146	109	2
	中学校	110	68	0
令和 2 年	小学校	177	86	0
	中学校	138	75	0

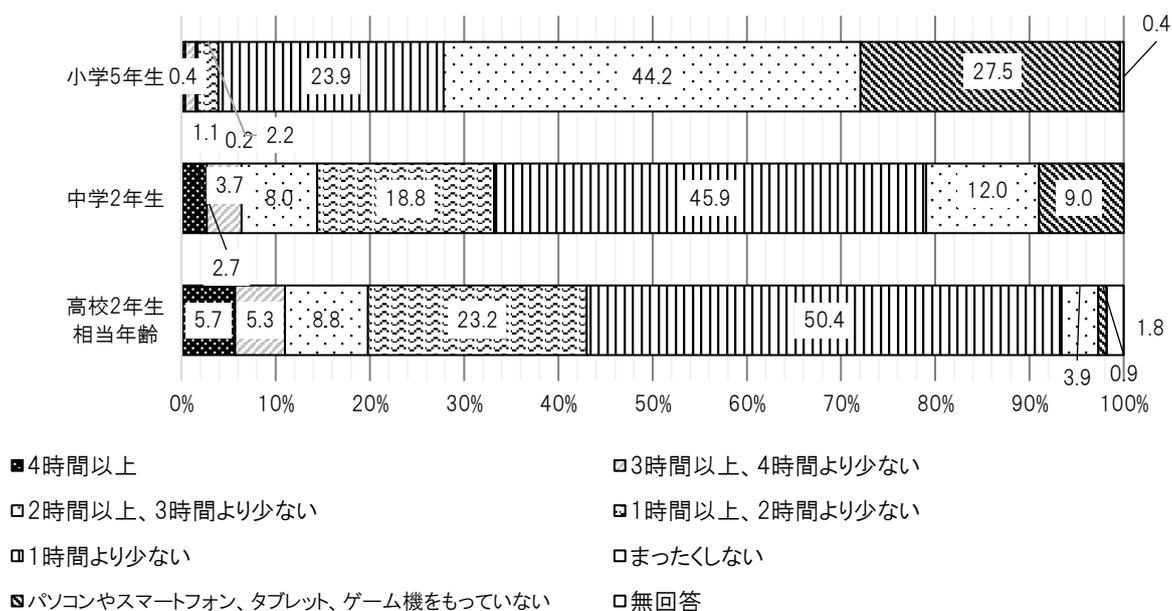
資料：豊中市教育委員会事務局児童生徒課調べ

⁵ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

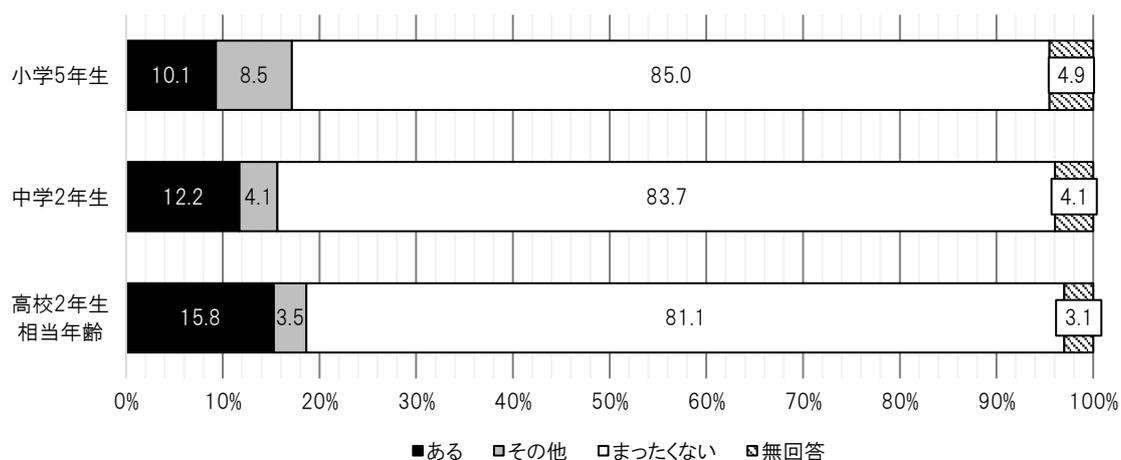
(5) 情報メディアの利用とコミュニケーションについて

LINE や Twitter などインターネットによるコミュニケーションを中学生や高校生の多くが行っていますが、不快な気持ちになったことがある割合は、高校2年生相当年齢では15.8%、中学2年生では12.2%、小学5年生では10.1%となっています。

学校や仕事のある日は1日にどのくらいメールや、LINE または Twitter、Instagram などでのコミュニケーションをとりますか。



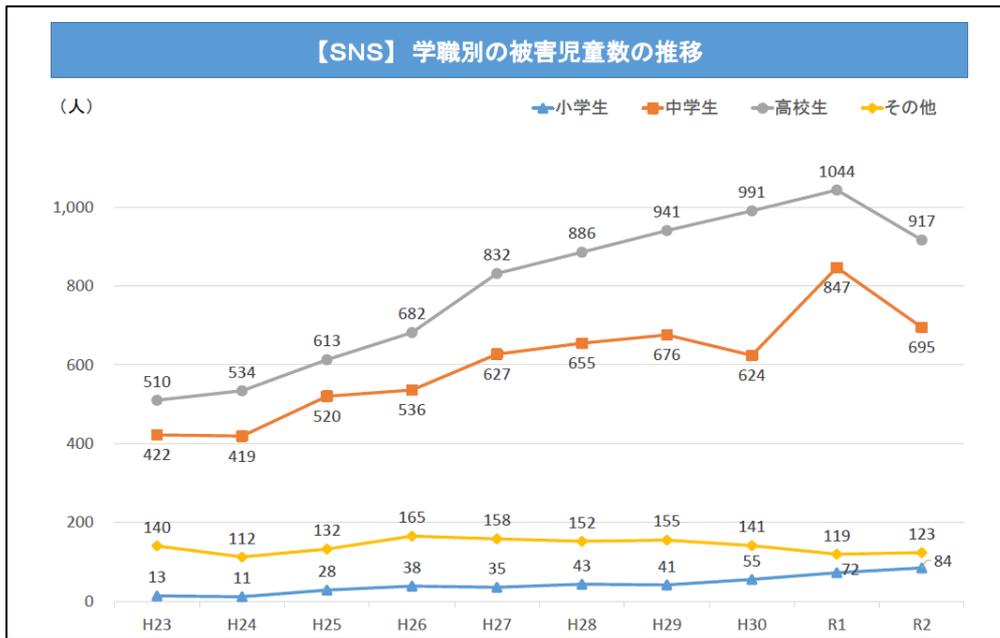
インターネットを利用した友だちなどとのコミュニケーションにおいて、不快な気持ちになったことがありますか。



資料：平成31年3月発行豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」(子ども本人調査)

(参考) 学識別の被害児童数の推移

SNS に起因する事犯の被害児童数は増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)は前年と比較すると減少しています。

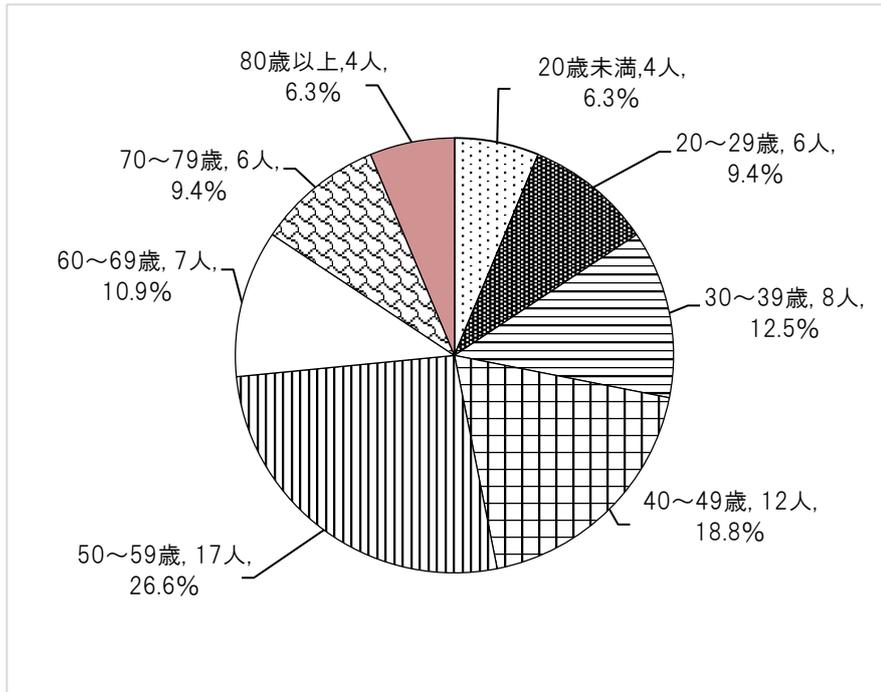


資料:警察庁

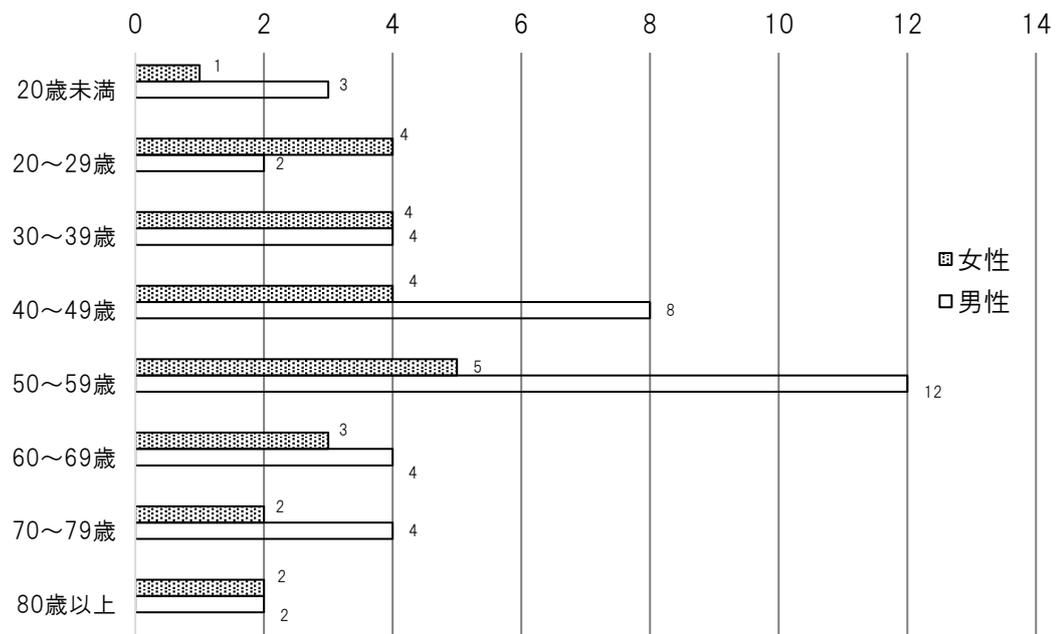
(6) 市内における自殺者の状況（令和2年（2020年））

市内の自殺者のうち、39歳以下が占める割合は約28.1%となっています。

年齢別自殺者数



男女別年齢別自殺者数（64人）



資料；大阪府ホームページ「大阪府内の各市町村における自殺の状況」により事務局作成

(参考) 自殺者数の推移

		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	
豊 中 市	自殺者数(全体)	54	50	55	78	50	64	
	内 訳	20歳未満	0	1	1	4	2	4
		20～29歳	8	6	8	7	6	6
		30～39歳	6	7	10	5	8	8
大 阪 府	自殺者数(全体)		1,281	1,257	1,346	1,285	1,444	
	内 訳	20歳未満		24	26	35	45	56
		20～29歳		128	127	131	136	166
		30～39歳		167	172	162	142	178
全 国	自殺者数(全体)	23,923	21,819	21,265	20,788	20,116	21,027	
	内 訳	20歳未満	553	519	567	599	659	777
		20～29歳	2,352	2,235	2,213	2,152	2,117	2,512
		30～39歳	3,087	2,824	2,703	2,597	2,526	2,610

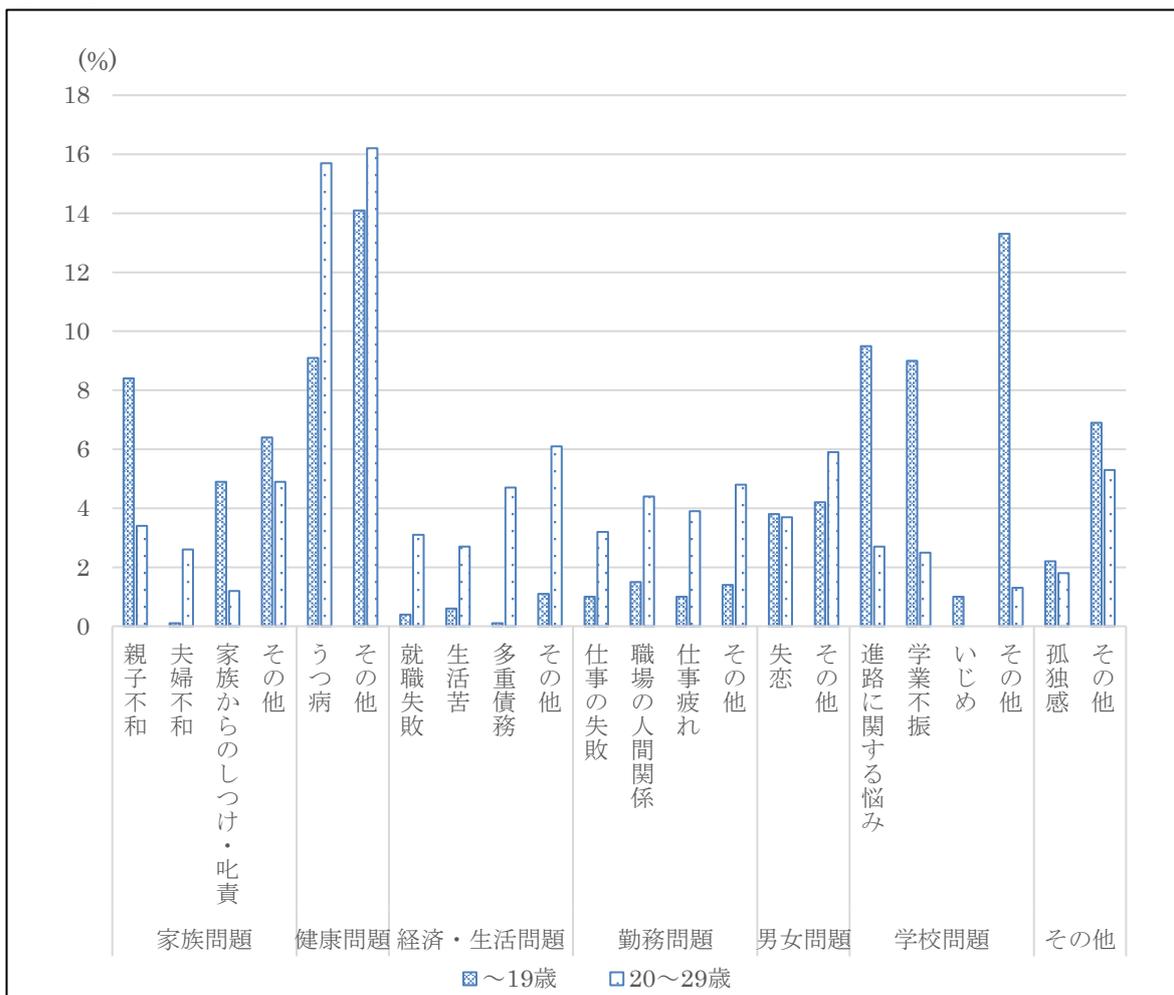
資料:「自殺対策白書」及び大阪府ホームページ「大阪府内の各市町村における自殺の状況」により事務局作成

(参考) 全国における令和元年度の30歳未満の死因(構成比)

	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳
先天奇形等	5.4	2.6	1.7	1.1
不慮の事故	12.4	17.3	15.2	10.9
心疾患	4.7	3.1	4.7	5.3
肺炎	0.9	0.6	0.3	0.7
悪性新生物<腫瘍>	23	10.7	7.7	12
その他の新生物<腫瘍>	4.7	0.6	0.7	0.9
自殺	21.1	47.8	50.9	48.1
その他	27.7	17.2	18.8	21.1

資料:内閣府「令和3年度版子供・若者白書」及び厚生労働省「人口動態統計」より事務局作成

(参考)令和2年度 全国における自殺の原因・動機別構成割合



(注) 原因・動機は、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに特定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上したもの。

資料:内閣府「令和3年度版子供・若者白書」及び厚生労働省・警察庁「令和2年中における自殺の状況」

6-2 これまでの取り組み

本章では、豊中市若者自立支援計画策定後の取り組みについて整理します。なお、一部の指標については計画策定前の状況と比較するためにその推移についても記載しています。

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

<めざすべき姿>

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて必要な力を習得することができる環境が整備されている。

<取り組みのポイント>

- ・ 基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境の整備
- ・ 自己肯定感や規範意識の育成に向けた取り組み
- ・ 子ども・若者が健康についての知識、問題に直面したときに SOS を出せる力の獲得及びそれを支援する環境づくり

これまでの主な取り組み

本施策については「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」にて実施されている既存事業と連携しながら取り組むこととしています。

<豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか>

「豊中市子ども健やか育み条例」や下記の基本理念に基づき、子どもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人となるよう取り組んでいます。

- 子どもの人権の尊重をすべての取り組みの基礎とします
- 子どもの健やかな育ちを支えます
- 安心して子育てができるよう地域全体で家庭を支えます
- 子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

<豊中市教育振興計画>

子どもから大人までのつながりを大切にしながら、豊中の市民・子どもたちが夢や希望を持って力強く生き、社会の担い手として自立した存在となり、揺らぐことのない力を身につけていけるように、主に下記のような人づくりをめざし、取り組んでいます。

- 夢や希望を持ち、変動する社会情勢や国際社会の中で、たくましく未来を切り拓く人
- とよなかへの愛着と誇りを持ち、生涯にわたり健康を保ちながら学び続ける人
- 生命と人権を尊重し、多様性を認め合いながら、社会を共に支えあえる人

○家庭教育支援の推進

家庭教育支援事業【学び育ち支援課】

命の大切さや親になることの責任について考えるため家庭教育支援事業を実施しており、小学校で親を学ぶ「明日の親のための講座」を実施しています。また、中学校区単位で活動する地域教育協議会（すこやかネット）との連携により、主に保護者を対象に、家庭教育や子育てに関する講演会・学習会を開催しています。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
親を学ぶ「明日の親のための講座」	857 人 (全 24 回)	1,301 人 (全 33 回)	99 人 (全 3 回)
家庭教育や子育てに関する講演会・学習会	960 人 (11 中学校区)	1,307 人 (11 中学校区)	124 人 (3 中学校区)

おとうさんの広場「土曜の朝はパパタイム」【人権政策課】

父親が子どもと出かけたり、子どもと関わりを持ったりする機会をつくり、育児参画のきっかけをつくることを目的として、未就学児とその父親を対象とした工作イベントを実施しました。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	4 回	4 回	2 回
参加組数	22 組	15 組	10 組



工作イベントの様子



読み聞かせレクチャーの様子

○子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた教育機会の充実

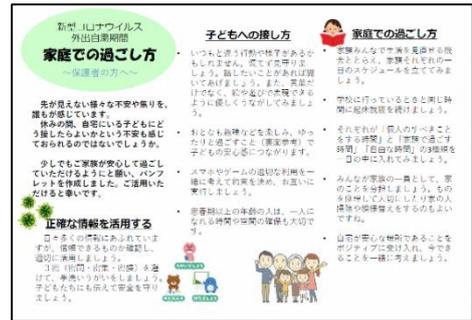
豊中市メンタルヘルス計画【保健予防課】

子どもや若者のメンタルヘルスは、生涯を通じたこころの健康の基礎づくりとして重要な課題の一つです。不登校からのひきこもり、うつ病や摂食障害、薬物依存や自傷行為など、思春期・青年期のこころの問題の背景には自尊心や自己効力感の低さなどが認められます。子育てや子ども・若者を支援する機関、学校関係者等との協働や連携とともに、社会全体で子どもたちのこころの育ちを保障する仕組みづくりに取り組んでいます。

その取り組みの一つとして、令和元年度（2019年度）に子どもたち自身が、こころの健康やストレス対処法、思春期に発症しやすい病気や相談窓口について知っておくことでこころが楽になったり、精神疾患の早期発見につながるよう、中学生に向けた思春期メンタルヘルスガイドブックを作成しました。



令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染予防のための小中学校臨時休校及び外出自粛期間中に、感染不安への対応やストレス対処法、相談窓口の案内を目的に保護者向けリーフレットを作成し、教育委員会の協力のもと配布しました。リーフレットにはコロナ禍における子どもたちへの接し方のポイントや保護者のセルフケアの必要性などについて掲載しています。



	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
中学生を対象とした自己肯定感の醸成・援助希求行動の促進教育	6回	2740人	1回	323人	— (*)	—
子ども・若者のメンタルヘルスに関する知識の普及啓発	3講座 各1回	177人	2講座 各1回	206人	1講座 1回 (**)	140人

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため1講座は中止。実施した講座はオンデマンド開催

学校における消費者教育【くらし支援課】

学校等において、それぞれの発達段階に応じた消費者教育を進めるため、小学校や中学校については、出前講座や教員を対象としたセミナーの実施、消費者教育用副読本「くらしのノート」を配付するなど、様々な機会を通じて消費生活情報の提供に取り組んでいます。

また、令和4年（2022年）4月の成年年齢引き下げをふまえ、若者向け消費者教育教材「社会への扉」（消費者庁制作、豊中市改変）を市内全高校1年生及び中学3年生に配付しています。令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症拡大により休校等があったため、消費者教育DVD「しっかり学ぼう！ ネットと契約」を作成し市内の小・中学校全校に配布しました。



	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
学校向け消費者問題等について学習する講座	81回	2,840人	71回	2,790人	29回	1,128人

○子ども・若者の社会参加に向けた取り組みの推進

子どもの社会参加の促進【こども政策課】

「子どもの社会参加の促進」（子どもに対する情報発信や意見表明、地域における社会体験等）を「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（令和元年度迄）の重点施策に位置付けて取り組んできました。

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
子どもの社会参加に関わる事業数	17事業	25事業	33事業	33事業	38事業	40事業	40事業

学生・若者の市民公益活動への参加促進

高校生や大学生などの学生・若者が、市民公益活動により一層参加しやすくなるように、市民活動情報サロンを日頃の活動の成果発表や意見交換の場として活用しています。令和元年度（2019年度）は市内の高校と連携し、学生へボランティア情報の提供を行いました。令和2年度（2020年度）はオンライン交流などコロナ禍だからこそその取り組みも見られました。



高校生の活動成果発表の様子（令和元年度）



活動成果発表の様子（令和2年度）

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

<めざすべき姿>

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる。

<取り組みのポイント>

- ・多機関・多職種による包括的な支援体制の充実
- ・協議会の指定支援機関⁶と調整機関⁷の連携による相談・支援体制の充実
- ・制度の切れ目等で相談者への支援が途切れないようにするため他の支援機関やネットワークとの連携強化
- ・相談窓口の周知

これまでの主な取り組み

○相談窓口機能の拡充（総合相談窓口化、コーディネート機能の充実）

子ども・若者支援協議会【くらし支援課】

若者支援総合相談窓口【くらし支援課・社会教育課】

- ・平成30年度（2018年度）に、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関であり主に若者の就労支援を実施している「とよの地域若者サポートステーション（受託団体：一般社団法人キャリアブリッジ）」を協議会の指定支援機関に指定し、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングをワンストップで行う体制を整備したことで、これまでの相談窓口を総合相談窓口としました。また、くらし支援課を協議会の調整機関としました。複合的な課題を有する相談者に対しては、指定支援機関と調整機関が協力し関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネートを行っています。
- ・定期的に、外部専門家の助言・指導（スーパーバイズ）を受ける検証会議を実施し、相談支援手法のスキルアップを図っています。

⁶ 指定支援機関とは、子ども・若者育成支援推進法第22条に基づく若者支援協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす機関

⁷ 調整機関とは、子ども・若者育成支援推進法第21条に基づく若者支援協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行う機関

[若者支援総合相談窓口における新規相談件数]

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2
相談 件数	55件	53件	52件	83件	105件	122件	112件
のべ相 談件数	—	—	345件	569件	742件	698件	629件

○他支援機関・ネットワークとの連携強化

○教育委員会との連携強化

若者総合相談窓口を通じて、福祉や医療など多様なニーズ・課題に応じた関係機関と連携しながら対応しています。

子ども・若者支援協議会／若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

中学校卒業後や、児童福祉法の対象年齢である18歳に達した後も支援が必要な若者に対して切れ目の無い支援を実施するため、こども相談課及び教育委員会児童生徒課（教育センター・庄内少年文化館）との連絡会議を平成30年度（2018年度）から開始しました。こうした取り組みにより、こども相談課、児童生徒課及び学校等の関係機関からの紹介による相談者が増加しています。

○相談窓口の周知

学校の卒業や年齢による制度の切れ目等により支援が途切れないよう、卒業を控えた市内の中学3年生及びその保護者を対象に、周知のためのチラシ及びカードを配付し、相談窓口の周知を行なっています。



施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

<めざすべき姿>

地域の中に、困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取り組みがある。

<取り組みのポイント>

- ・再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供
- ・若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援による再チャレンジ機会の創出
- ・地域の中での支援のつなぎ手を育成します

これまでの主な取り組み

○若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に実施内容を記載）

学習・生活支援事業【くらし支援課】

貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子ども・若者を対象に、多様な学びの場や体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できるよう支援しています。同世代だけではなく、異世代間の関係を築き、安心して通える居場所を提供するため、草木染めや調理、ボードゲーム、映画鑑賞などの多様な機会を提供しました。また、本人が興味・関心のあることや得意なことを通じて、他者から認められ、自信をつけるきっかけとなる場を提供しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施個所	3カ所	3カ所	2カ所
学習支援実施回数	157回	176回	157回
生活支援・体験（居場所）実施回数	166回	185回	169回
延べ参加人数	2,236人	2,156人	1,256人

ひとり親家庭学習支援教室【子育て給付課】

ひとり親家庭の中学生、高校生（豊中市在住）を対象に、勉強のサポートだけにとどまらず、講師と一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場を設けたりしました。また、みんなでレクリエーションを行うなど、アットホームな居心地の良い学習の場を提供しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	56回	54回	48回
延べ参加人数	859人	841人	655人

寄り添い型学習支援事業【児童生徒課（少年文化館）】

子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、進学面に困難を抱える市内在住の生活困窮者家庭を中心にした中学校3年生を対象に、安心して学習ができる場を提供し、学習支援員（社会人・大学生）が個別対応で学校の宿題や課題、定期テストに向けての勉強を支援しています。

各校試験対策や入試対策だけではなく、あきらめず目標をもって学習し続ける力を培いました。「塾や家庭教師などが利用できない中学生」の一部ではありますが、ほぼ年間を通して、各中学校との連携を図りながら、彼らに寄り添い、支援をすることができ、自学自習の力を育むとともに登録者全員が進路を決めていくことができました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録人数	9校24人	6校25人	6校12人

「子どもの居場所づくり」事業【児童生徒課（少年文化館）】

児童生徒の自発活動を奨励し、個性の伸長をはかるとともに自主的で創造性に充ちた情操豊かな児童生徒の育成のため、日曜日や長期休業中に実施する様々な体験活動をとおして子どもたちの居場所づくりを行っています。年間を通じた文化クラブのほか、長期休業中のカルチャー教室など「子ども文化」をキーワードに、未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育てていく場を創出・提供しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ参加人数	5,216人	4,125人	1,833人

放課後の子どもの居場所づくり事業【学び育ち支援課】

親の就労の有無に関わらず、すべてのこどもが放課後、安全で安心して豊かな時間を過ごすため、小学校の校庭や校舎内にこどもの居場所となる活動場所を作り、こどもの自主的な遊びや学習を通してこどもの育ちを支援しています。令和2年度（2020年度）は、給食実施日の放課後2時間程度、市内10小学校で行いました。

年度	学校数	実施小学校
平成28年度	1	大池
平成29年度	3	大池、野畑、西丘
平成30年度	4	大池、野畑、西丘、寺内
令和元年度	4	大池、野畑、西丘、寺内
令和2年度	10	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南

こどもの学び・居場所事業

【人権政策課・（一財）とよなか人権文化まちづくり協会】

生活の状況に関わらず、小中学生の学習支援の場である「学びの場づくり事業」と、仲間づくりや自分らしく過ごすために自由に来館できる「見守り・寄り添い活動の場づくり事業」を行っています。人との関わり・つながりの中で、自分らしく生きる力を育めるよう支援しています。

	令和2年度
延べ参加人数	2,708人

こども多世代ふれあい事業

【人権政策課・（一財）とよなか人権文化まちづくり協会】

生活の状況に関わらず、小中学生や高校生を対象とした「学習クラブ事業」、仲間づくりや自分らしく過ごすために自由に来館したり体験活動ができる「交流・体験学習事業」、またさまざまな世代と交流する「多世代ふれあい事業」を行っています。青少年の豊かな育ちと人権を大切にしたい人との関係づくりをすすめています。

	令和2年度
延べ参加人数	5,259人

発達障害者支援事業【障害福祉課】

日常生活に発達障害を起因とする困りごとがある概ね 18 歳以上の方やその家族に対し、専門職が個別に相談に応じ、課題解決に必要な支援を行っています。(相談窓口名称『ら・ぱらす』) また、令和元年度(2019 年度)からは、家族勉強会とひまわり市民講座を実施しています。大人の発達障害について理解の深い人が増えることで、互いに認めあい支えあう地域づくりをめざしています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業登録件数	18件	28件	34件
家族勉強会延べ参加人数	—	8人	9人

人間関係や仕事やしんどい女子のための気軽におしゃべりカフェタイム

【人権政策課・(一財)とよなか男女共同参画推進財団】

生きづらさや働きづらさを感じている若年女性同士が、ゆるやかなつながりをつくり、エンパワメントでできるよう、定期的に集まれる場を設けています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	6回	8回	8回
延べ参加人数	26人	48人	34人



子どもサポート事業【人権政策課・(公財)とよなか国際交流協会】

「子ども母語教室」では、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメントを行っています。

外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンブレイス」でも、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。ここ数年は外国にルーツを持つ大学生・大学院生がボランティアとして活動の機会に携わることが多くなっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。



サンブレイスの様子

子ども母語教室	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	56回	43回	14回
延べ参加人数	78人	168人	41人

サンプレイス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	34回	33回	30回
延べ参加人数	362人	297人	217人

多文化子どもエンパワメント事業【若者支援】【(公財)とよなか国際交流協会】

概ね15歳から39歳までの外国にルーツを持つ若者を対象に居場所づくりの活動「若者のたまりば」や、日本語学習や進学をサポートを行っています。

若者のたまりば	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	48回	68回	62回
延べ参加人数	144人	269人	164人

○若者を対象とした就労支援の推進

地域就労支援事業・無料職業紹介事業【くらし支援課】

就業経験が少ない等就職への困難度が高い若者に対して就労支援を実施しています。

例えば、概ね39歳までの若年求職者を対象に「仕事と出合おうwith とよなか」を実施しています。この事業は、就業経験が無くても、本人の意欲や仕事への姿勢等に重点をおき採用頂ける豊中市内の企業に協力頂き、企業見学会や就職セミナー（自己分析、履歴書対策等）を実施したのち、希望する企業へのミニインターンシップを経て採用面接へとつなげる連続プログラムです。

また、令和元年度（2019年度）から地方創生推進交付金を活用し、常用雇用をめざす就業経験の少ない若年求職者を対象とした連続講座を実施しています。この講座は、自己理解や職業理解等の就活準備編、企業研究や応募書類作成等の就活実践編、企業見学・体験等を経て就労をめざす連続プログラムです。



仕事と出合おう with とよなか	平成30年度	令和元年度
企業見学者	8社 95人	11社 92人
セミナー参加者数	44人	44人
ミニインターンシップ参加者	18人	19人
採用決定者数	9人	9人

働く自分発見プログラム	令和元年度	令和2年度
参加者数	16人	19人
常用雇用の就職決定者数	7人	6人

地域就労支援事業	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数(34歳未満)	271件	268件	194件	207件

平成30年度	令和元年度	令和2年度
191件	206件	392件

若者職業体験事業【くらし支援課】

これまで就業経験がない人、正社員として働いたことがない人、離職した人等で再チャレンジしたい人の就職支援策として、市役所での仕事を臨時職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成を支援しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
採用人数	7人	7人	5人

○地域や支援団体との連携強化

多機関の協働による包括的支援体制構築事業【くらし支援課】

多様で複合的な課題を有している相談に対しては、多機関の協働による包括的な支援体制が必要であることから、相談支援包括化推進員を配置し、個々の状況に合わせて関係機関と連携し、支援を実施しています。また、必要に応じて支援会議や個別ケース検討会議を開催しています。

平成30年度（2018年度）と令和元年度（2019年度）には、国の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を活用し、庁内外の関係機関や雇用の受け皿となる企業との連携強化や支援の質の向上をはかるための研修会等を実施しました。

[平成30年度実績]

内 容	参加人数	参加機関数
豊中丸ごと実践力向上セミナー ～課題解決型チームづくりに向けて～	134人	83機関
依存症に寄り添うということ ～更生から共生へ～	93人	61機関
SDGs 豊中版 Workshop	33人	18機関
企業向けセミナー ～多様な人材を活かす働き方改革～	86人	51機関
多機関連携ワールドカフェ ～出会って、知って、つながる 豊中丸ごとで課題解決～	113人	62機関
SDGs 豊中版 Workshop	16人	6機関

[令和元年度実績]

内 容	参加人数	参加機関数
多機関協働による支援会議のススメ	124人	45機関
多機関連携×医療で地域を変えるヒントを見つけよう	24人	8機関
助けてといえる地域をめざして	29人	14機関

施策の柱④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

<めざすべき姿>

困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことを応援する拠点があり、それを支える人材がいる。

<取り組みのポイント>

- ・ 包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守る拠点となるワンストップ総合相談窓口の設置
- ・ 健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする仕組みづくりについての検討
- ・ 主体的に自らのキャリアを切り拓いていけるよう成長を促す仕組みづくり
- ・ 専門性をもった支援者を育成するとともに、活躍できる仕組みづくり

これまでの主な取り組み

○相談窓口機能の拡充（総合相談窓口化）

施策の柱②に記載

○若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に仕組みづくりに関する内容を記載）

○支援人材の育成と活躍できる仕組みづくり

子どもの居場所ネットワーク事業【こども政策課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進により、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を令和2年度（2020年度）から本格実施しています。

実施にあたり、令和2年度（2020年度）から4年度（2022年度）までの受託団体を選定し、ポータルサイト「いこっと」の開設、人材バンクの制度構築及び人材派遣の試行、個別団体の居場所づくり支援、市域及び圏域のネットワーク会議の開催、ボランティア連続講座等を実施しました。



また、ひきこもり等の生きづらさを有する当事者の中には自身が居住する地域の催しへの参加が困難な方や定期的な開催を望む方も多いことから、令和元年度（2019年度）から府内の自治体と連携して「ひきこもりU×女子会 inOsaka6市」を開催しています。

	令和元年度	令和2年度
連携自治体数	6自治体	6自治体
参加者数	221人	142人

○支援人材の育成と活躍できる仕組み作り

子ども・若者支援サポーター【くらし支援課】

若者を取り巻くさまざまな困難を理解して、若者への支援を行う人材の養成を目的としてユースサポーター養成講座を実施してきました。こうした講座を受講した市民が若者を取り巻く困難な状況を理解したうえで、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関及び市が実施する家庭訪問や外出同行、居場所づくりや学習支援等の事業に協力いただく仕組みとして、令和元年度（2019年度）から子ども・若者支援サポーター（ユースサポーター）制度を開始しています。

- ・令和2年度末時点の登録者数 8人

施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

<めざすべき姿>

虐待やDV、犯罪被害、薬物乱用、インターネットやSNSを通じた被害、薬物やゲームなどへの依存等を防ぐための取り組みがなされている。また、万一被害を受けた場合には、相談・支援機関による適切な支援や治療を受けることができる。

<取り組みのポイント>

- ・インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や広報啓発活動など依存や被害の未然防止の取り組み
- ・非行、薬物乱用、虐待、DV、消費生活等について専門的な相談・支援機関やネットワークとの連携強化
- ・再発防止にむけて当事者の潜在的な成長力を活かすために当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携

これまでの主な取り組み

○子ども・若者の犯罪被害等の未然防止に向けた教育機会の充実

若年層向け薬物乱用防止啓発事業【健康政策課】

中学生や高校生など若者の大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用を防ぐため、平成30年度(2018年度)にはロックバンド「ヴォイスクラッカー」と府立豊島高校の生徒の協力のもと、オリジナル曲「For LIFE ～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。～」のプロモーションビデオを制作しました。また、令和元年度(2019年度)には「悩みや不安を抱く若者の薬物乱用を思いとどまらせる」をコンセプトに大阪音楽大学の学生と箕面自由学園高校の生徒の協力により、将来の夢や今の悩み、薬物乱用に対する思いを語る啓発動画「高校生のリアルライフ～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。～」を制作しました。

これらのコンテンツを活用し、大阪府教育庁や豊中市教育委員会と連携した学校への楽曲CD・ビデオディスクの配布、SNSを活用した広報、YouTubeでの動画配信、イベント、薬物乱用防止教室等を通じて、若者に対し、薬物を断る勇気を持つよう啓発を行っています。



「For LIFE ～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。～」



「高校生のリアルライフ～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。～」

○他の相談・支援機関やネットワークとの連携

依存症に関する理解の促進と相談支援の取り組み【保健予防課】

養育者や学校その他関係者を対象としたメンタルヘルス講演会等において、依存症の背景にある子ども・若者の生きづらさ等の理解と対応方法について、知識の普及啓発を行っています。

薬物やアルコール、インターネットやゲーム等への依存⁸に関する本人や家族、学校等支援機関からの相談に対して、受療に関する情報提供や対応方法等の継続支援を行っています。

⁸ 依存とは、乱用の繰り返しの結果、自己コントロールができない状態

自助グループ活動支援の取り組み【くらし支援課】

当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携を図るため、平成30年度（2018年度）には、当事者同士の対話を中心に活動する自助会における運営上の課題や解決ノウハウを互いに共有していただき、今後の運営の参考としていただくことを目的に「ナラティブコミュニティ⁹を、まなぶ——”対話”でつながる活動の意見交換会」を実施しました。当日は、ひきこもり、LGBT¹⁰、薬物依存等の活動を行う9団体の関係者や一般の参加者も含め68人が参加しました。

令和元年度（2019年度）には、当事者活動の立ち上げや運営上での課題を感じている当事者を対象に、「ナラティブコミュニティを学ぶ～当事者活動サポートプログラム～」5回連続講座を実施しました。連続講座の最終回には、当事者活動を体験できるイベント「とよなか居場所フェスタ」を実施しました。当日は、様々な手法で当事者活動を実践している7団体が集い、131名の参加がありました。

また、当事者活動は、本市以外で開催している団体が多く、またその参加者も市域を超えて参加していることから、令和2年度（2020年度）には大阪府との共催とし、当事者活動の立ち上げや運営に関わりたい人、参加を希望している人、行政や民間支援機関を対象として「居場所フェスタ2020 in とよなか」を開催しました。ひきこもり、ホームレス、発達障害、外国人、生きづらさ、ヤングケアラー等に関する6団体がそれぞれの活動やコロナ禍の影響等についてパネルディスカッションを行い、その内容を動画配信し、116名の申込みがありました。

期数	タイトル	講師	概要
I	9/16(月) 13:30 ～16:30 居場所の探し方 ワークショップ	ウィークライ 代表理事 藤 裕さん Pac-Decker For Men 代表 西川 健さん	当事者活動とはどのようなものなのか、実践にあたっての課題について、講師や参加者の体験談を通じて相互に学びあう。
II	10/27(日) 13:00 ～16:00 「好きな女・田舎女子VSひきこもり、鬱病」～加藤と藤原の対談で考える～	ウィークライ 代表理事 藤 裕さん	当事者同士の経験や悩みを互いに学びあう。また、当事者活動の意義や実践方法について学びあう。
III	12/7(土) 14:00 ～17:00 当事者活動学校	東京大学先端科学技術 研究センター 常務理事 藤原 健一朗さん	当事者活動の手続きの理解を深め、より効果的に実施するために当事者活動の運営や運営上の課題について学びあう。
IV	12/22(日) 13:30 ～16:30 居場所の探し方 ワークショップII	ウィークライ 代表理事 藤 裕さん Pac-Decker For Men 代表 西川 健さん	当事者活動の実践に向けて、これまで学んだ内容を振り返りながら、ワークショップ形式で学びあう。
V	1/12(日) 13:30 ～17:30 とよなか居場所フェスタ ～ナラティブコミュニティ を体験する。体験する～	ウィークライ 代表理事 藤 裕さん Pac-Decker For Men 代表 西川 健さん	当事者活動の実践方法を学ぶとともに、当事者同士の交流の場とする。

※参加費は無料です。参加費は別途お申し込みの欄に記載されています。ご了承ください。

●お申し込み： 講座申込書にてお申し込みください。メールや電話でお申し込みの場合は、下記連絡先へ
①講座名、②お名前、③所属、④ご住所、⑤性別をお知らせください。
※お申し込みいただいた講座は本講座会費にお申し込みください。

●参加費： ①当事者活動の立ち上げや運営に関わりたい人、又は関わっている人
②当事者活動に興味がある人
●開催場所： 千原体育センター 2F 健康講座・発達文化センター「コラボ」内
(豊中市千原南町1丁目2番2号)

＜お問い合わせ・お申し込み＞ 豊中市市民協働部くらし支援課
和南、豊山、瀬川
豊中市市民協働部2-211(住吉南センターくらし広場)
電話：06-6588-5070 FAX：06-6588-5066
メール：wakanon@city.yoyonaka.osaka.jp

主催：豊中市 企画・運営協力：特定非営利活動法人ウィークライ

令和元年度（2019年度）連続講座チラシ

居場所フェスタ2020 in とよなか

「コロナ禍において急遽に社会が変化の中で、生きづらさを感じている方が日増しに以上になっていく。居場所や仲間を失った方、孤独を感じる方、孤立を感じる方、当事者同士の経験や悩みや課題を共有することで、孤立を打破、生きづらさを軽減し、お互いの居場所や仲間をつくることを目指します。大阪府・豊中市は、以上の居場所が見つかるよう多様な居場所活動を実施します。今回はコロナ禍を乗り越え、大阪府との共催となります。」

＜開催方法＞
動画配信 (YouTube (予定)による動画配信)
※お申し込みいただいた方のみが観覧いただけます。
※お申し込み後、Web 配信の視聴方法をご案内いたします。
※お申し込み後、お申し込みいただいた方にお知らせいたします。参加費は別途お申し込みの欄に記載されています。

＜開催期間＞
令和3年2月12日(金)から
令和3年2月28日(日)

＜対象＞
(1)ひきこもり経験や対人関係の難しさを感じている
など、さまざまな生きづらさを抱えている人、
当事者活動の立ち上げや運営に関わりたい人、
又は関わっている人、
当事者活動に興味がある人
(2)居場所や当事者活動に興味がある人
(3)行政、民間支援機関の方

＜定員＞
なし(申込者限定 動画配信)

＜参加費＞
無料

※本フェスタの録画、録音、撮影、動画データ
転写と2次利用について断ってお断いいたします。
※視聴後のアンケートにご協力をお願いします。

主催 大阪府 豊中市
＜お申し込みの申し込み先＞
大阪府民協働部 豊中市・地域社会開発課 少年・若年
〒560-0870
大阪府民協働部3丁目1-43 府庁新築館3階3号
電話：06-6544-9147
FAX:06-6544-6649
e-mail: seishonon@box.pref.osaka.jp

＜お申し込みの申し込み先＞
豊中市市民協働部 (6) 発達課
〒560-0822
豊中市北条東2丁目2番1号
電話：06-6588-5070
FAX:06-6588-5095
e-mail: wakanon@city.yoyonaka.osaka.jp

令和2年度（2020年度）居場所フェスタチラシ

⁹ ナラティブコミュニティとは、メンバー同士が1つの目的のために「語り合う」ことで成り立つ共同体

¹⁰ LGBTとは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）のうち、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）の総称

6-3 今後の取り組みに向けた課題

本章では、「6-1 子ども・若者の現状について」、「6-2 これまでの取り組み」の結果のほか、豊中市若者自立支援計画策定部会や、他地域で先進的に若者支援に取り組んでいる支援機関との意見交換、「若者サミット実行委員会」や「居場所フェスタ 2020 in とよなか」での意見等から、今後の取り組みに向けた課題について整理しています。

1. 豊中市若者自立支援計画のこれまでの取り組みをふまえて

<子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成>

子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた取り組みについては、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」や「豊中市教育振興計画」に基づき全庁的な連携のもと実施しています。

なお、令和2年度（2021年度）に実施しました「若者サミット実行委員会」では、「自分の知らない世界を知ることのできる場・機会」「他者との考え方の違いを受け入れ、受け入れてもらえる体験」「異世代や様々な立場の大人と対話する場・機会」「変化のスピードが速く、不確定な時代であるからこそ、自分の人生について積極的に考えることができる場・機会」等が子ども・若者の成長過程には必要であるとの意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年以降は、長期欠席者数（令和2年度）や39歳以下の自殺者数（令和2年）など、子ども・若者に関連する複数の統計で顕著な変化がみられました。

- 地域のつながりの希薄化等により各家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。子ども・若者の将来が、家庭の経済状況をはじめとする生まれ育った家庭環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、経済的支援、社会的支援、子どもの教育の支援など総合的な取り組みに加え、現に困窮状態にある子どもへの個別の取り組みが必要です。さらに、保育、教育、福祉、保健、多文化共生等の関連する分野が、ともに中長期的な視点をもって連携しながら、家庭の課題解消への取り組みを行う必要があります。
- インターネットやSNSを通じた消費者トラブルが増加する中、令和4年（2022年）4月から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、18歳・19歳の若者が契約の当事者となることから、様々な消費者被害の発生が危惧されます。消費者被害を未然に防止するため、広報啓発や家庭・学校・地域における消費者教育等、円滑な対応が求められています。

- 子ども・若者自身が、介護が必要な家族の介護者（ヤングケアラー等）とならざるを得ず、自身の勉学や生活、仕事等に支障を来す事態が生じています。また、外国にルーツのある子ども・若者の場合には、日本語のできない親の通訳をするために支障を来す事態が生じています。しかしながら、ヤングケアラーに対する社会的認知度はまだ低いことから、社会的・心理的に孤立化し、一人で悩みを抱え込む人も少なくない状況です。ヤングケアラーに対しては、適切な教育機会の確保、心身の健やかな成長と発達、そして自立できるよう支援するため、関係機関が連携したしくみづくりが必要です。

<子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの醸成>

教育、福祉、医療、雇用、多文化共生等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子ども・若者の不安は高まり深刻なケースが増加しています。令和2年度（2020年度）に実施しました「若者支援意見交換会」では、「つながり続ける支援」「支援メニュー・方法の選択肢拡充、総合力」「対面支援以外の方法」の必要性に関する意見がありました。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言により、来館による面談が制限される中、オンラインによるリモート面談を行うことで、これまで顔を合わせて相談することができなかった若者との面談が可能となりました。一方で、これまで来館していた相談者がオンラインを利用したことで、緊急事態宣言解除後もオンライン面談を希望する場合もありました。結果として来館とオンラインの双方の利点をいかしたより効果的な対話の手段を得ることができました。こうした経験を踏まえ、今後も環境の変化に対応しながら支援サイドがその用いる手法等において、常に柔軟な発想に基づいた対応が不可欠です。
- 若者支援総合相談窓口への相談件数は増加傾向にあります。相談内容は、例年同様の傾向にありますが、社会的に反響が大きい事件の発生やコロナ禍等の社会情勢の変化により影響されることがあります。この数年間は、不登校やひきこもりに関する相談が多くなっており、訪問支援や居場所事業を活用しながら支援を実施していますが、生活改善から復学、就労支援を見通した段階的な支援の仕組み作りが必要です。また、若者支援においては、困難を有する若者の心情を理解し、まずは若者の思いをじっくりと聴きながら意欲を引き出し、本人の自己選択、自己決定を基本としながら寄り添うことができる支援者の育成が必要です。

- 一方で、支援の効果測定は復学や就労等の結果によって判断しがちですが、実際の支援現場は、相談者の小さな変化を見極め、試行錯誤を繰り返しながら支援を行っていくものであり、その過程では、相談者家族の相談の段階からも含めた、相談者の小さな変化を含めた効果を測定し、支援内容を検証するための仕組みづくりが必要です。
- 若者支援総合相談窓口の利用者の多くは、複数の阻害要因と生きづらさを有している場合が多く、個々により状況が異なることから多機関が連携した包括的な支援体制の構築に取り組むとともに、不登校、虐待、障害、保健・医療、生活困窮者、多文化共生等既存の支援ネットワークとの連携の実践を今後も継続しながら、多機関が連携した包括的な支援体制の構築に取り組むことが不可欠です。
- 本市における小・中学校における不登校児童生徒数は、増加傾向が続いています。高等学校における中途退学率は若干改善の傾向が見られるものの、高校中退はその後の自立にとって大きな困難要因となることが指摘されており、進路未決定のまま中学校を卒業した若者、義務教育年齢を過ぎて不登校やひきこもりとなった若者が学校の卒業や年齢（18歳）による制度の切れ目等で途切れないように取り組む必要があります。また、学校等を卒業後に新たに社会生活を円滑に営む上での困難が生じた若者等を早期に発見し、相談・支援機関につなぐ仕組みづくりや、保護者や本人への周知が必要です。
- 社会的養護¹¹のもとで育った子どもたちが、対象年齢の上限に達し施設を離れた後も、必要な相談や支援を受けることができる環境整備が必要です。これまでも児童養護施設からの相談で支援につながったケースはありましたが、施設を離れた後も相談につながれるよう相談窓口の周知や、地域若者サポートステーション等関係機関と連携を強化し、自立に向けた支援に取り組む必要があります。

¹¹ 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

＜子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進＞

＜支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり＞

子ども・若者が主体的に参加する仕組みづくりは、様々な分野で取り組んでいますが、コロナ禍の影響によりその機会が大幅に減少しました。オンラインを活用した代替事業の取り組みも進んでいますが、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の居場所に関しては、令和3年（2021年）2月に実施しました「居場所フェスタ 2020 in とよなか」では、「居場所は緊急事態だからやる、やらないではなく常にあること、淡々と続いていることが大事」「居場所の活用、関わり方は当事者自身が決める。決められる社会であることが大事」「実際に集まることが重要」等の意見がありました。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、孤独・孤立化が一層深刻化していることから、不登校・ひきこもりの若者たちが安心して過ごすことができる居場所づくりが今後も必要です。それが「支援」に結びつけるつながりの場ともなります。

- 子ども・若者が主体的に参加する仕組みづくりは、様々な分野で取り組んでいますが、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の自立支援に向けて、子どもの育ちの連続性・系統性の視点を持ち、より多くの支援団体や高校等の協力を得るとともに、日常的な居場所が少ないといわれる若者世代の交流・体験機会の充実に向けて、取り組みを進める必要があります。
- 平成30年（2018年）11月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関する二一歳等調査」によると、家で安心して安らげる高校2年生相当年齢の子どもが前回調査に比べて減少しています。若者世代が利用できる居場所が少ないといわれる一方で、公共施設の若者世代の利用が少ない現状があるため、時間帯で優先的な対象者を分けるタイムシェアによる公共施設の有効活用や、幼少期からの関わりを維持し中高生や若者の世代になってもつながり続けることができるような仕組みが必要です。
- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、居場所の提供や学習・生活支援事業を実施しています。様々な家庭環境の理由により、十分に学習機会を確保できない子どもは、学力が低い水準になりやすく、進路が限定的であったり、高校に進学した場合も中退したりする可能性があります。また、保護者自身が抱える問題が子どもに影響を及ぼすことがあるため、必要に応じて専門機関につなげるなど、子どもと同時に保護者へのサポートも行う必要があります。学校等とも連携し、貧困の連鎖を防止していくことが必要です。

- 全国的な若年無業者の割合は、近年ほぼ一定でしたが令和2年度（2020年度）は増加しました。また、本市の若年層の就労相談も増加しており、若者の就業環境にも新型コロナウイルス感染症の影響があったと思われます。加えて、長期間ひきこもり状態にある若者も少なくないことから、若者の就労支援にあたっては本人の意思を尊重しながら今後のキャリア形成について共に考え、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた多様な支援メニューの提供が必要です。
- 居場所の運営においては、孤立や虐待、貧困等が見えにくく実態を捉えづらい家庭背景の課題を抱える子ども・若者を発見し、支援につなぐことが重要です。また、支援が必要な子ども・若者の生きづらさは個々により異なる事はもちろんですが、発達障害や、非常に感受性が強く、他者の言動等に対し敏感に反応してしまう気質を有しているなど普段の言動からは、その生きづらさが見えにく場合も多くあります。そのため、子ども・若者たちへのより丁寧な対応に向けて、公民問わずこうした事業に関わるすべての大人に専門的な知識の学習、資質向上の機会を提供し、人材の育成を行うことが必要です。
- 子ども・若者の社会参加や様々な居場所等の情報が当事者に届いていない事も多く、参画を促進する取り組みも重要です。

＜非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援＞

子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻になっています。また、コロナ禍の影響によりアルバイトがなくなったことで、インターネットを活用してお金を得ようとした結果、副業サイトでのトラブルや詐欺にあったという若年者からの相談が増加するなど、子ども・若者の犯罪被害等の未然防止に向けた取り組みが急務です。

- 若い世代の性感染症、特に梅毒の報告件数が増加していること、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「青少年保護育成条例」（「大阪府青少年健全育成条例」）にかかる犯罪被害者の多くが女性であること、上述の通りインターネット利用に関する課題も明らかになっていることから、子ども・若者が自分の身を守るとともに、加害者にもならないようにするため、性や喫煙、薬物、インターネット等の正しい使用方法など必要な情報の提供及び教育に取り組む必要があります。

- 全国的には15歳から39歳の死因の第1位が自殺となっています。原因・動機別としては、19歳以下では「進路に関する悩み」「学業不振」などの学校問題や健康問題、「親子不和」などの家族問題が上位にあり、学校の長期休暇明けに増加する傾向にあります。また、コロナ禍の影響も懸念されており、自殺には至らなくても、感染に対する不安や、学校に行けない、友達に会えないなど行動変容に伴うストレスなど、子ども・若者の心理面に多大な影響が生じている可能性があることから、メンタルヘルスの取り組みが必要です。

7. 施策の方向性

7-1 基本方針

1

予防的及び成長・発達を提供する観点から、小学生から系統的に、生活・社会・職業的自立を視野に入れた取り組みを行います。

2

学生から社会人への移行期を支援する取り組みを行います。

3

自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。

4

虐待、DV、自殺、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、生活・社会・職業的自立を支援します。

7-2 施策の柱

① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

<めざすべき姿>

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて必要な力を習得することができる環境が整備されている。

社会全体の変化が激しく、将来が予測困難で不確定な時代の中、子ども・若者が夢をもって健やかに育ち、自己肯定感や規範意識を育みながら、それぞれの力を身につけ、社会で生きる力を身につけることが求められています。

子ども・若者自身の生活基盤を築く基礎となる、「食べる」「眠る」「身体を清潔に保つ」などの基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境整備のほか、子ども・若者が主体的に活動できる機会、ボランティア体験や職業体験等社会参加の促進に取り組みます。

また、子ども・若者が自ら心と身体の健康を保持できるよう、健康についての知識と問題に直面したときにSOSを出せる力の獲得を図るとともに、子ども・若者の将来が生まれ育った家庭環境により左右されないことがないように、それを支援する環境づくりに取り組みます。

なお、これらの取り組みは既に「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」において実施されていますが、若者支援における予防的な観点として重要な取り組みであることから、既存事業と連携しながら取り組むこととします。

<主な取り組み>

○家庭教育の支援を推進します。

○教育委員会と連携を強化し、子ども・若者の健やかな成長、自立に向けて必要な力を習得するための教育機会を充実します。

○子ども・若者の自殺予防対策として、悩みを一人で抱え込まず、身近な誰か、または相談窓口で話を聞いてもらえるよう、今後も引き続き関係機関と連携しながら相談することの大切さを周知します。

- 令和4年(2022年)4月から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、新たに18歳・19歳の若者が契約の当事者となることから、消費者としての正しい知識の習得と消費者トラブルを未然に防止するため、関係機関と連携しながら広報啓発に取り組めます。

- ヤングケアラーに関する関係機関の連携のもと、現状把握と課題整理、支援策の検討を進めます。

- 児童・生徒の不登校等の状況について、聞き取り調査を実施し、現状及びその要因を把握したうえで対策について検討を行い、必要な支援につなぎます。

- 子ども・若者が積極的に意見を表明できる機会をより一層充実するとともに、地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、子ども・若者の社会参加及び意見表明の機会の拡充に取り組めます。

② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

〈めざすべき姿〉

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる。

多様で重層的な課題を有する若者への支援においては、様々な支援機関との連携や、長期にわたる支援を効果的に実施する体制の構築が必要であることから、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実に取り組みます。

学校と仕事をつなぎ、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、併せて中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないようにするため、他の支援機関やネットワークとの連携強化に取り組みます。

また、困難を有する若者を早期に発見し、相談窓口へ誘導するため、医療機関や教育委員会等の関係部局と連携し、相談窓口の周知に取り組みます。

〈主な取り組み〉

○若者支援総合相談窓口において、困難を有する若者自身やその家族、学校、支援者等からの相談を受け、課題の解決や生きづらさの軽減のための支援プログラムの策定や支援経過のモニタリングを行い、相談者に寄り添った支援を行います。

○若者支援総合相談窓口において、相談者の小さな変化を含めた効果を測定し、支援内容を検証するための仕組みづくりに試行的に取り組みます。また、来館とオンラインの双方の利点を生かしながら、今後も環境の変化に対応し、支援サイドがその用いる手法等において、常に柔軟な発想に基づいた対応を検討します。

○ひきこもり状態の方への対応は非常に慎重に進める必要があります。専門的な知見から見立てを行い総合的に判断し、当事者だけではなく家族へのアプローチを行いながら、必要に応じて訪問支援を実施するなど、総合的・長期的視点に立った支援を行います。

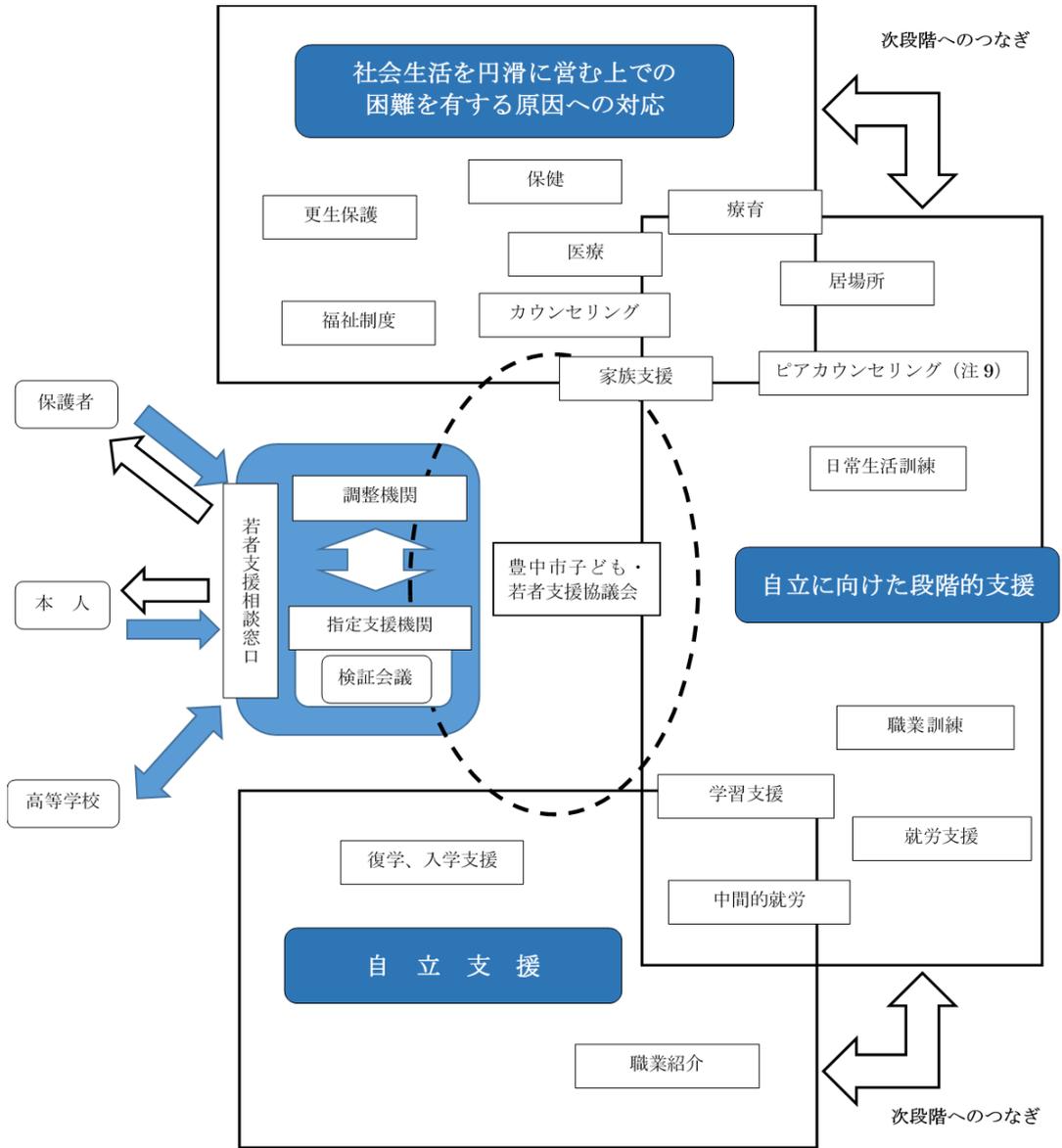
- 相談者が生活困窮状態にあり、機関連携による支援が不可欠な場合などで、各機関が保有する個人情報の共有が困難な場合には、生活困窮者自立支援法に基づき設置した豊中市支援会議を活用し、支援内容の検討を行います。

- 社会的養護のもとで育った子どもが、自己肯定感を育み自己決定する力など生きていく基本的な力を身につけていけるよう、「(仮称)豊中市立児童相談所(令和7年度(2025年度)開所予定)」や地域の社会資源と連携した社会的養護自立支援を行います。

- 児童虐待、社会的養護、障害者、外国人、女性、ひとり親、更生保護、薬物乱用、メンタルヘルス、消費生活等他の相談・支援機関やネットワークとの連携を強化し、包括的な支援体制の充実に向けて取り組みます。

- 市教育委員会及び府教育庁(高等学校)との連携を強化します。

(包括的な支援体制イメージ図)



¹² ピアカウンセリングとは、当事者が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、当事者自身がカウンセラーとなって、自らの経験をふまえた相談援助活動を行うこと。

③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

<めざすべき姿>

地域の中に、困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取り組みがある。

進路未定のまま学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、学校における教育が十分ではなく、職業的自立の困難度が高くなる場合もあることから、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。また、若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、市の行事や地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成しながら、自立に向けた公的取り組みを含め、再チャレンジの機会を創出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、若年無業者が増加するとともに、様々な地域活動や居場所、就労訓練の場などが減少しました。こうした中で、オンラインを活用した新たな取り組みが生まれ、これまで参加が難しかった若者が参加できるようになった等の効果もあり、今後もオンラインの活用を検討する一方で、実際に集まることができ、子ども・若者が安心して過ごすことができる居場所の重要性も高まっています。

こうした社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の中には、各種取り組みや支援の窓口までたどりつかない場合もあることから、若者に必要な情報を届ける手法を検討するほか、地域の中でのつなぎ手を育成します。

<主な取り組み>

○子ども・若者を対象とした学習支援や居場所づくりを推進します。また、これらの事業に取り組む地域団体との連携に取り組みます。

○若者を対象とした就労支援を推進するとともに、自身の職業キャリアや働き方について考える事ができる機会づくりに取り組みます。

- ・地域就労支援事業及び無料職業紹介事業の充実
- ・とよの地域若者サポートステーションとの連携強化
- ・働く者の権利や働くうえで必要となる基礎知識等の情報提供の充実

○地域や社会福祉協議会等支援団体との連携を強化します。

- ・民生委員・児童委員等、地域のつなぎ手との連携強化
- ・子どもの居場所ネットワーク事業、子どもの居場所づくり推進事業補助金の実施

④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

<めざすべき姿>

困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことを応援する拠点があり、それを支える人材がいる。

多様で重層的な課題を有する若者の相談に対応するため、若者の話を受け止め問題の全体像を把握し、包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守る拠点となる若者支援総合相談窓口を設置しています。若者の職業的、社会的自立に向けては、支援育成だけではなく健全育成の取り組みが両輪となり対応することが重要であることから、健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする仕組みづくりに取り組みます。また、若者の持つ知識や経験を社会の資源として活用し、共同的に学びあう居場所を整備することで、主体的に自らのキャリアを切り拓いていけるよう成長を促す仕組みづくりに取り組みます。なお、これら取り組みの検討にあたっては、若者の意見を聴き、企画・立案、実施に反映する仕組みの構築に取り組みます。

また、困難を有する若者を支援するためには、信頼関係を築きながら、彼らの心情を理解し、まずは若者の思いをじっくりと聴きながら意欲を引き出し、本人の自己選択、自己決定を基本としながら寄り添って支援することや、必要に応じて正しい知識を伝えることが重要であることから、専門性を持った支援者を育成するとともに、活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

<主な取り組み>

○若者支援総合相談窓口に併設するかたちで、ひきこもりの状態の若者等に対する居場所事業を実施します。参加者の状況に応じて個人又は集団プログラムを提供し、外出意欲の定着、自己理解、集団への参加、他者理解、社会的スキルの醸成をめざしたプログラムを提供します。

○青年の家いぶきの施設再編により、少年文化館と若者支援総合相談窓口、とよの地域若者サポートステーションが同じ施設内に設置されることで、支援連携を密にし、切れ目のない支援が効果的に実施できるよう取り組む予定です。また、子ども・若者が異年齢や地域の人と交流できる機会の提供に取り組む予定です。

○支援人材の育成と活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

- ・子どもの居場所ネットワーク事業の実施（再掲）
- ・ユースサポーター事業の実施

⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

<くめざすべき姿>

虐待やDV、犯罪被害、薬物乱用、インターネットやSNSを通じた被害、薬物やゲームなどへの依存等を防ぐための取り組みがなされている。
また、万一被害を受けた場合には、相談・支援機関による適切な支援や治療を受けることができる。

若者のなかには、社会秩序や規範意識が希薄な場合があり、薬物、インターネットやゲーム、ギャンブルなどへの依存状態となったり、非行や犯罪に巻き込まれやすい状態にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により学校の休業やアルバイトが無くなった事をきっかけに若者がトラブルに巻き込まれるケースも発生していることから、社会情勢も見極めながら、インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や広報啓発活動に取り組み、依存や被害の未然防止に取り組みます。

なお、万一依存状態となった場合や被害を受けた場合には、適切な支援を受けることができるよう非行、薬物乱用、虐待、DV、消費生活等について専門的な相談・支援機関やネットワークとの連携を強化します。また、再発防止にむけて当事者の潜在的な成長力を活かすために当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携について取り組みます。そのほか、リスクが高く、緊急に支援を要する可能性が高いケースについては、予め関係機関と支援方針を定めるなど、スムーズな支援が実施できるよう取り組みます。

<主な取り組み>

- 教育委員会との連携を強化し、子ども・若者の犯罪被害等の未然防止に向けて必要な力を習得するための教育機会を充実します。
- 虐待、依存状態、非行、薬物乱用、DV、自殺、消費生活等他の相談・支援機関やネットワークとの連携を強化します。また、機関連携による支援が不可欠な場合などで、各機関が保有する個人情報の共有が困難な場合には、社会福祉法や生活困窮者自立支援法に基づき設置した支援会議なども活用し、支援内容の検討を行います。
- 子どもの依存状態や非行の背景には、子どもを取り巻く環境や他者との関係性など様々な要因を抱えていることがあります。専門的な知見から見立てを行い、「(仮称)豊中市立児童相談所(令和7年度(2025年度)開設予定)」等と連携し再発防止や自立支援につながる取り組みを行います。

8. 評価指標の設定

計画を推進するにあたり、以下の評価指標を設定し、進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を検証しながら、社会情勢の変化に対応した実効性のある計画の推進に努めます。

指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	目標
出前講座等の参加者数 (* 1)	16,726 人	16,892 人	16,722 人	14,044 人	7,995 人	増加
若者支援総合相談窓口への新規相談件数	52 件	83 件	105 件	122 件	112 件	増加
本人 (若者) に直接面談できた割合 (* 2)	48.1%	51.8%	48.6%	50.0%	54.5%	増加
他機関・支援ネットワークとの連携数	—	—	37 ケース (延べ 57 機関)	39 ケース (延べ 63 機関)	39 ケース (延べ 49 機関)	増加
義務教育終了後の若者を対象とした学習支援の参加者数	—	—	10 人	24 人	17 人	増加
就労支援を行った若者の人数 (* 3)	420 人	341 人	300 人	354 人	507 人	増加
就職者数 <追加指標>	—	—	—	—	114 人	
豊中市市民意識調査において「子どもや若者が地域の中でいきいきと活動できている」と感じている市民の割合	—	36.8%	—	37.4%	—	増加

* 1 キャリア教育、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等に関する出前講座等の子ども・若者の参加者数

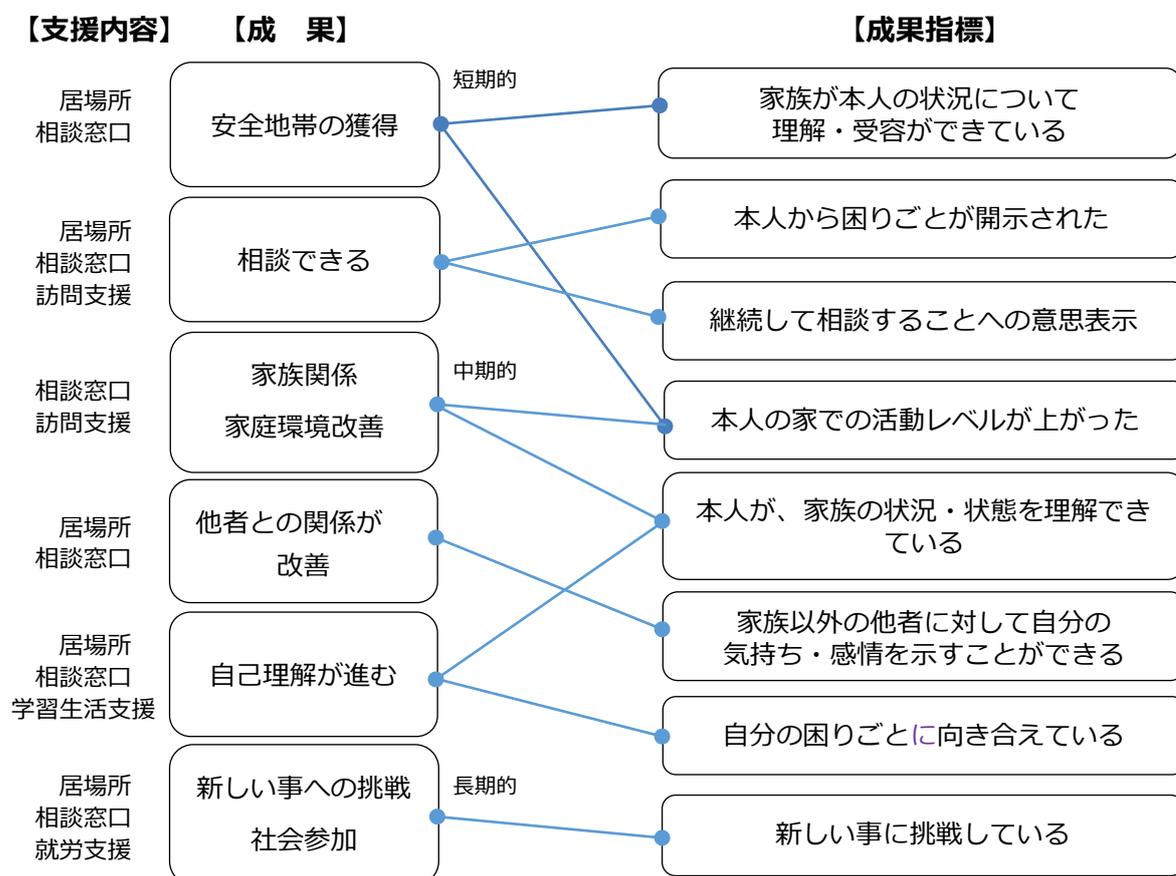
* 2 若者支援相談窓口への相談者のうち本人 (若者) と直接面談できた割合

* 3 「くらし支援課 (34 歳未満の若年者)」及び「とよの地域若者サポートステーション」における支援人数

<令和4年度以降に試行実施する成果指標>

若者支援総合相談窓口においては、総合相談窓口化した平成30年度以降の新規相談者のうち約16%が就労や就学につながり、約9%が状況改善等により支援が終了しています。平均支援期間は約1年となっていますが、複数年にわたるケースもあります。これは、不登校やひきこもり経験者、メンタル的な課題を有するなど複雑なケースが多く、家族を含めた相談者と信頼関係を築き慎重に対応を進めており、一進一退を繰り返す家族も含めた状況を見守りながら、丁寧かつ慎重に支援を進めていることによるものです。こうした状況をふまえ、相談者の小さな変化を含めた支援の効果を測定し、支援内容を検証するための仕組みづくりに試行的に取り組みます。

相談者の困りごとの解消につながった段階的な状況改善等の内容を成果として設定し、一定期間毎にその兆しとなる変化（成果指標）の有無を確認し見える化（数値化）することで改善状況を行います。また、その成果につながった支援内容を確認することで、支援内容の効果について検証します。



【成果】とは

これまでの若者支援総合相談窓口での支援の経験から、相談者の困りごと（相談主訴）の解消につながった段階的な状況・状態の改善や変化の内容を短期的、中期的、長期的な観点で分類したもの

【成果指標】とは

これまでの若者支援総合相談窓口での支援の経験から、それぞれの成果の有無を判断するために相談者のどのような変化（状況、状態、言動、気持ち等）に着目すればよいかを検討し、指標として設定したもの

9. 推進の留意点

個々の若者が抱える課題の背景には、家族や友人関係、経済的関係、障害がある場合や外国にルーツがあることで文化や言葉の違いに悩むなど、様々な課題が関連していることもあり、総合相談窓口においては、多様な相談を受け止め、課題の全体像を把握し、関係機関と連携しながら段階的な支援の組み立てにより安心感を持って支援プログラムの一步を進むことができる環境づくりが大切です。

一方で、支援を受けることが社会制度に依存するという印象から、支援がエンパワメント¹³と逆方向に作用し、学童期や思春期の子ども・若者に諦めや無力感を感じさせる結果となることがあります。

このような状況に陥らないよう、支援の制度設計においては、制度の狭間をつくらない、寄り添い型・伴走型となることや子ども・若者が社会を形成する主体であるというアイデンティティ¹⁴の確立を支える心理的な配慮が必要です。

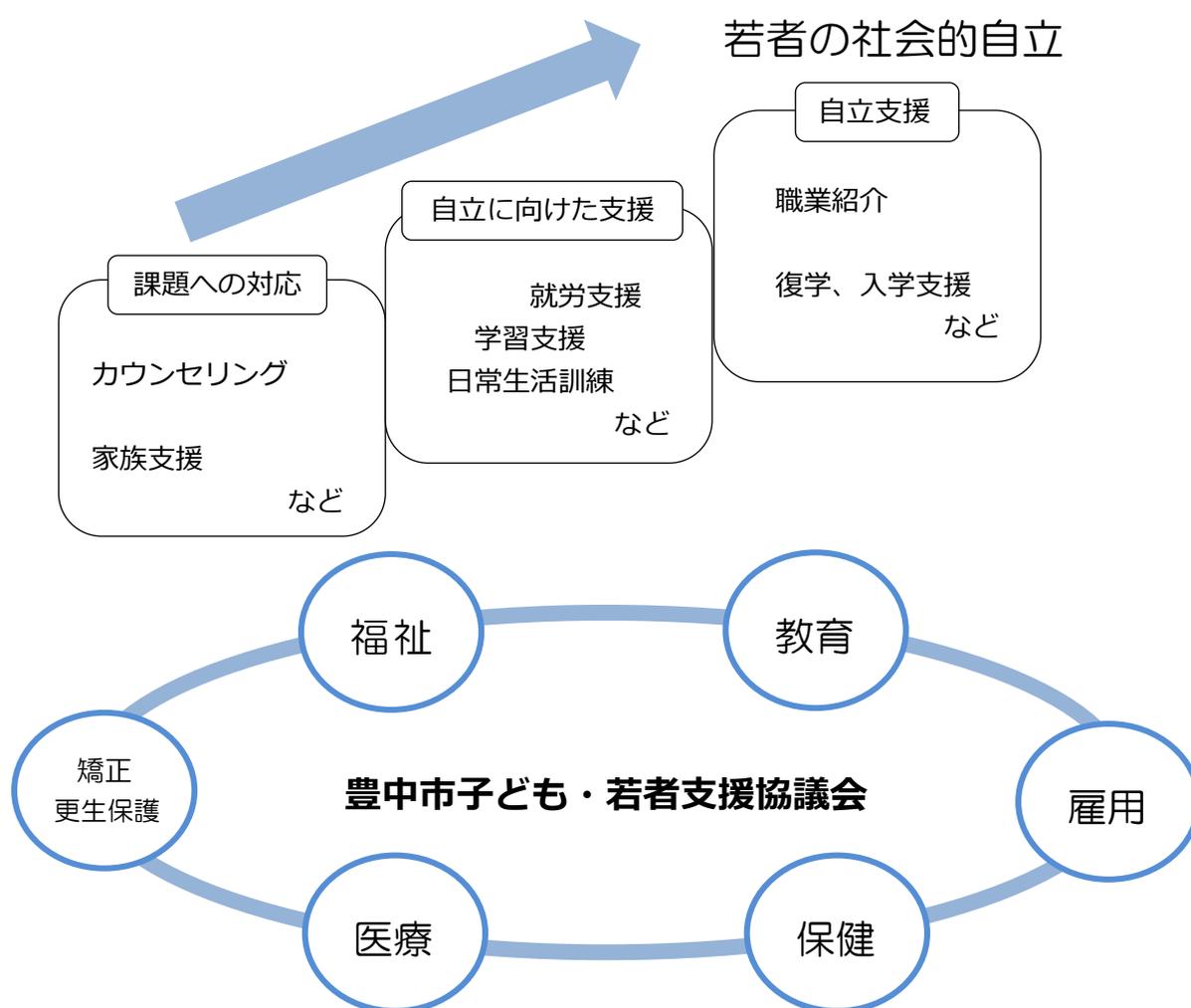
¹³ エンパワメント（湧活）とは、一般的には、人々に夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させることなどの意味で用いられます。

¹⁴ アイデンティティとは、広義には、「自己同一性」「個性」「ある特定集団への帰属意識」などの意味で用いられます。また、心理学では、「自己意識（自分を他の誰でもない自分であるという意識）」という意味で用いられます。

10. 推進体制

若者の社会的自立は、本人やその家族だけでなく、行政をはじめ関係機関や地域など、様々な主体が連携して支えていくことが大切です。

このため、国や大阪府、民間団体等の教育、保健・医療、福祉、矯正・更生保護、雇用等の各専門分野が連携して効果的に取り組みを推進するため、「豊中市子ども・若者支援協議会」を設置し、若者の社会的自立(*)を支援しています。



*本計画では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が就学や就労、社会的活動に参加できるようにする事を支援の最終的な目標として記載していますが、支援の現場においては、「外出できるようにすること」「医療機関とつながること」「支援機関とつながること」など、相談者個々の状況をふまえた目標を設定し、支援を行います。

資料編

資料1 関連事業一覧

- 施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成
 施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築
 施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進
 施策の柱④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり
 施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	対象年齢			
	①	②	③	④	⑤				小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
1		○			○	子ども・若者支援協議会	多機関・多職種による包括的な支援ネットワークを作り、多様で重層的な課題を有する若者への支援を行います。また長期にわたる支援を効果的に実施する体制を構築するため、若者支援の主導的な役割を果たす指定支援機関を設置し、相談支援体制の充実に取組みます。	くらし支援課	○	○	○	○
2		○			○	若者支援総合相談窓口	若者や家族、支援者が相談できる若者の総合相談窓口を設置、専門的なインテークによるアセスメントから支援プログラムをコーディネートし、支援機関や地域等へつなぐことにより社会的自立を効果的に実現します。	くらし支援課 社会教育課 (青年の家いぶき)			○	○
3		○	○	○	○	若者の社会的自立実現化支援調整業務	若者支援相談窓口と子ども・若者支援協議会の指定支援機関が連携し、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングをワンストップで行う総合相談窓口化を図り、若者支援相談窓口機能の強化を行います。また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の中で支援の窓口までたどりつかない場合に、訪問支援を試行的に実施するとともに外出機会の創出を支援します。	くらし支援課			○	○
4	○					家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課	○	○	○	
5	○					子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども相談課(子育て支援センター)				○
6	○					子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域を目指します(ママとベビーのすくすくヨーガ、えがおはぐくむベビーマッサージ、パパのためのベビーマッサージとママが助かる育児の話)。	南部地域連携センター				○
7	○					こども園児童とのふれあい及び育ちを学びあう機会の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子どもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等で子どもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	こども事業課			○	
8	○					小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課	○			
9	○					中学校体験学習推進事業	各中学校における特色ある教育活動の一環として、体験活動を通し、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得、ならびにそれらを活用する力の育成をめざします。	学校教育課		○		
10	○				○	学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象にインターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課	○	○		
11	○				○	思春期教育	学校保健・保健所と連携した小中学校での性教育などを行います。	保健予防課 母子保健課	○	○		

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署	対象年齢				
	①	②	③	④	⑤				課(施設)	小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
12	○					子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課	○	○	○		
13	○					ライフデザイン支援事業	子ども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	こども政策課		○	○		
14	○					中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課		○			
15	○					高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、軽音楽系に所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課			○		
16	○					高校生ダンスフェスタ	ダンスに取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にしながら高校生等によるダンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青年の家いぶき)			○		
17	○					青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課	○	○	○	○	
18	○					公民館講座 (次世代育成講座)	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をとおして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館	○	○	○		
19	○					福祉共育の推進	小中学生が高齢者や障害のある人など福祉ニーズのある住民の生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくり出します。 学校と連携し、ワークショップを開催し、福祉に関する意識の醸成を図ります。	地域共生課	○	○			
20	○					ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートします。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○	○		
21	○					福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○			
22	○					学生・若者の市民公益活動への参加促進	学生・若者が自主的・自律的に市民公益活動に参加できるよう、市民活動情報サロン等を活用し環境整備を行います。具体的には高校や大学への訪問活動やボランティア募集情報の提供等を行います。	コミュニティ政策課 市民活動情報サロン			○	○	
23	○					地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課	○	○			
24	○					とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課	○				
25	○					世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○			
26	○					いのちの授業	若年層のうつ病・自殺対策として実施しています。自己肯定感の低い若者等が、一人ひとり大切な存在であり、問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず誰かに相談すれば、解決できることを啓発します。	保健予防課		○	○		

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署	対象年齢				
	①	②	③	④	⑤				課(施設)	小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
27		○				子どもと家庭の総合相談事業	0～18歳までの子どもと妊娠出産から子育てに関わる切れめのない支援を行うため、家庭にかかわるさまざまな相談を一元的に受け止める「子ども総合相談窓口」を設置します。	子ども相談課	○	○	○		
28		○			○	児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	子ども相談課	○	○	○		
29		○				教育相談総合窓口	教育に関する様々な悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課	○	○			
30		○				教育相談	子どもの心理・行動・ことば(発音等)などに関する悩みや子育てについての相談に対応し、個人により豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課	○	○			
31		○				青少年相談活動	小中学生のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が小中学生本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課	○	○			
32		○				豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として小中学校に派遣・配置を行います。	児童生徒課 (少年文化館)	○	○			
33		○				創造活動(不登校児童生徒への援助)	不登校児童生徒に対して、本人の興味・関心とのかかわりの中で、社会生活の基本や人間関係のあり方を体得させ、学校及び保護者と連携して学校生活復帰の働きかけをします。不登校や長期欠席の児童生徒を生み出さない取り組みや、休みが継続・断続しはじめた児童生徒への早期対応に関して、小中学校を支援・指導します。	児童生徒課 (少年文化館)	○	○			
34		○				スクールカウンセラー活用事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課	○	○			
35		○				スクールサポーター配置事業	小・中学校にスクールサポーター(大学生等)を派遣し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課	○	○			
36		○				進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、要支援生徒が積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権平和センター等において実施します。	学校教育課		○	○		
37		○			○	消費生活相談業務	契約や販売方法、品質などの消費者トラブルに対する苦情相談及び問い合わせに対する情報提供を行います。	くらし支援課	○	○	○	○	
38		○				精神保健福祉相談 こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。特に、次世代の養育者となる子どもが健やかに育つよう思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	保健予防課	○	○	○	○	
39		○				ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立しがちなひきこもり家族が、安心して集い、相互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	障害福祉課			○	○	

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	対象年齢				
	①	②	③	④	⑤				小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上	
40		○	○			母子父子福祉センター事業(相談員による相談ほか)	母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。	子育て給付課	○	○	○		
41		○				母子父子自立支援員	母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課	○	○	○		
42		○				障害児相談支援事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援センターで行う障害児相談支援事業です。障害児が自立した日常生活又は社会生活を行うため、障害児の心身の状況や環境に応じて障害児本人や保護者の意向を受け、適切な福祉サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」を作成し、その進行管理をします。	こども相談課 (児童発達支援センター)	○	○	○		
43			○			発達障害者支援事業	発達障害を起因とする人や家族に対して、個別に相談に応じ、居場所づくり、集団活動、訪問支援などの支援を行い、社会参加の機会を増やす、社会資源に繋げる支援を実施します。	障害福祉課					○
44		○			○	家庭児童相談事業	子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	こども相談課	○	○	○		
45		○		○	○	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども相談課	○	○	○		
46		○			○	子どもを守る地域ネットワーク事業	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども相談課	○	○	○		
47		○				障害児関連施策豊中地域連絡協議会	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課	○	○			
48			○			在日外国人教育推進事業	渡日児童生徒相談室を運営し、学校生活や学習の支援を行います。また、多文化共生の視点を入れた在日外国人教育を推進します。	学校教育課	○	○			
49			○			学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課	○	○	○	○	
50			○			子どもの居場所づくり事業	地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされています。このことから、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育てていく場を創出・提供していきます。	児童生徒課 (少年文化館)	○	○			
51			○			地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター豊中)	○	○	○	○	

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	対象年齢			
	①	②	③	④	⑤				小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
52			○			こどもの学び・居場所事業	小中学生が自己肯定感を育み、人との関わりやつながりの中で自分らしく生きる力を育めるよう、放課後や長期休暇中に学べる場や居場所を提供しています。	人権政策課 (人権平和センター豊中)	○	○		
53			○			こども多世代ふれあい事業	小中高生が、仲間づくりを通して人権意識の醸成を図れるよう、放課後や長期休暇中に学べる場や居場所、体験の場を提供しています。また、高齢者等を含むさまざまな世代との交流も実施しています。	人権政策課 (人権平和センター螢池)	○	○	○	○
54			○			子どもの居場所ネットワーク事業	子どもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、地域ごとに子どもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティーネットの仕組みづくりを行います。	こども政策課	○	○	○	
55			○			子どもの居場所づくり推進事業補助金	地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを推進することを目的に、補助を行います。	こども政策課	○	○	○	
56			○			放課後等デイサービス	障害児に対する日常生活での基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。	こども相談課	○	○	○	
57			○			日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。 〈一時的な利用〉 知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。 〈継続利用〉 障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。	障害福祉課	○	○	○	
58			○	○		子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会	○	○	○	
59			○	○		多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	概ね15歳から39歳までの外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。進学や労働に関する基礎知識、日本語の習得を目的とした若者が興味を持ちやすい講座を行いながら、地域社会への参画を目指します。また、若者が無条件に集うことのできる場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たします。その他、日本語学習、進学のサポートや、近年増加しているネパールにルーツを持つ若者の実態調査を行いました。	(公財)とよなか国際交流協会			○	○
60			○	○		生活困窮世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援を、基礎学力の保障を前提として、多様な形の学びを支援する事業を行います。	くらし支援課	○	○	○	
61			○	○		寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)		○		

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署	対象年齢			
	①	②	③	④	⑤				小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
62			○			学習活動	長期休業中における自習室開放 目的：学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。 対象：市内在住の小学4年～中学3年まで	児童生徒課 (少年文化館)	○	○		
63			○	○		母子父子福祉センター事業 (ひとり親家庭 学習支援教室)	豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。	子育て給付課		○	○	
64			○			国際教室	帰国・渡日児童生徒を対象に、日本語の読み書きなど学校での学習活動のサポートを行います。	学校教育課	○	○		
65			○			こども日本語教室	日本語学習が必要な児童生徒を対象に、こども日本語教室を実施し、日本語力や生活力を高めるための学びの場を提供します。	学校教育課	○	○		
66			○			青年の家いぶき自習室	通年をとおして自習室を開放し、学習意欲のある青少年を支援します。	社会教育課 (青年の家いぶき)	○	○	○	○
67			○			夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、夏休み期間(8月1日から8月31日の平日)の9時から17時に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館	○	○	○	
68			○			市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用している若年層に着目し空き貸室を活用した学習スペースを提供した。コロナ禍でも感染対策をしながら、学習スペースを提供した。地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 とよなか男女共同 参画推進センター すてっぷ	○	○	○	
69			○			ライブラリー自習席	原則は閲覧者優先だが一定時間一定数に限り、自習利用を認めています。学生だけではなく、就職活動や資格取得などの勉強にも利用できる。自習利用にはライブラリーカードが必要。また自習席の動線にあわせて若年層向け資料のテーマ展示や相談先の告知などを行っています。	人権政策課 とよなか男女共同 参画推進センター すてっぷ	○	○	○	○
70			○		○	民生・児童委員活動 主任児童委員活動	地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課	○	○	○	○
71			○			地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意識が低い若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課			○	○

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	対象年齢			
	①	②	③	④	⑤				小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
72			○			就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立支援・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課			○	○
73			○			無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職の実現に向けて、事業所と求職者を繋ぐため、無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチングおよび就職後の定着支援を行っているほか、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課			○	○
74			○			若年女性交流会	生きづらさ・働きづらさを感じている若年女性の交流会。対象は、39歳くらいまでのパートナー・子どものいない独身女性。	人権政策課 とよなか男女共同 参画推進センター すてっぶ			○	○
75			○			もぐもぐ集会	ひきこもりなどで、生きづらさを感じている若者に向けて、生活の中での不安や孤独を和らげるため、同じ場所と時間を共有しながら一緒に調理や食事をする事で、緩やかな繋がりを形成する「居場所」を提供しています。	千里地域連携センター			○	○
76				○		ユースサポーター養成講座	ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者を支援につなぎ、社会活動への参加や自立に向けて支援できる人材を育成するための講習会を実施します。	くらし支援課				○
77				○		子どもに対する防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校、中学校の児童生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、発達段階に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課	○	○		
78				○		ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課	○			
79				○		防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	
80				○		交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、こども園・支援学校等において園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用した交通安全教室を行います。	交通政策課	○	○	○	
81				○		小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会 福祉協議会	○	○		
82				○		青少年健全育成会	各小・中学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課	○	○		
83				○		学警連絡会兼協働員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中警察署、大阪府池田少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働員会、豊中地区少年補導協働員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取り組めます。	児童生徒課	○	○		

No.	柱の策施					事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	対象年齢			
	①	②	③	④	⑤				小学生	中学生	高校生 相当年齢	18歳 以上
84					○	少年を守る日・学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課	○	○		
85					○	豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課		○	○	
86					○	更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課		○	○	
87					○	「こども110番の家」運動	地域住民に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課	○	○		
88					○	見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	
89					○	防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	
90					○	こどもの安全110番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課	○	○	○	
91					○	青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	
92					○	青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課	○	○		
93				○	○	多文化子どもエンパワメント事業[こども日本語]	外国にルーツを持つ小学生・中学生を対象に、教科学習に必要な日本語を学ぶ場を提供し、学齢超過の若者の日本語学習サポートと高校進学支援も行っています(要相談)。また、学習相談会を開催しています。 【団体自主事業】	(公財)とよなか国際交流協会	○	○	○	
94					○	通訳派遣事業	学校からの要請に応じて通訳派遣を行い、帰国・渡日児童生徒や保護者と学校の間意思疎通を図るとともに、子どもの学習を補助します。	学校教育課	○	○		

<p>子供・若者育成支援推進大綱 概要 ～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～</p>	<p>子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22,27年度に続く第3次の大綱</p>		
<p>1. 子供・若者を取り巻く状況</p>			
<p>法施行後10年が経過。教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。（別添参照）</p>			
<p>【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）</p>			
<p>生命・安全の危機 P2</p>	<p>孤独・孤立の顕在化 P2</p>	<p>低いWell-being P2</p>	<p>格差拡大への懸念 P3</p>
<p>持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり P3</p>			
<p>リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開 P3</p>			
<p>成年年齢の引下げ P3</p>	<p>人権・権利の保障 P4</p>	<p>ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成 P4</p>	
<p>【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況</p>			
<p>家庭 P4-P6</p>	<p>虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も</p>	<p>学校 P6-P8</p>	<p>特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大</p>
<p>地域 P8-P9</p>	<p>近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも</p>		
<p>情報通信環境（ネット空間） P9</p>	<p>教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化</p>		
<p>就業（働く場） P10-P11</p>	<p>近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者（ニート）の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも</p>		

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

- ① **全ての子供・若者の健やかな育成** P12
幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ (Well-being) に生き抜く基盤を形成できるよう、育成
- ② **困難を有する子供・若者やその家族の支援** P13
困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援
- ③ **創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援** P14
長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援
- ④ **子供・若者の成長のための社会環境の整備** P15
家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進
- ⑤ **子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援** P16
専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援
- 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 P12-13,P20-26
- 担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等 P13-14,P27-36
- STEAM (Science,Technology,Engineering,Art, Mathematics) 教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等 P 14-15,P37-40
- 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等 P15-16,P41-44
- 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等 P16-17,P45-46

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題 (アジアエンダ) の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適切・適切に行う

3. 施策の推進体制

P17-19

▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ**（子供・若者の意識*や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）**からなる参考指標**（子供・若者インデックス）を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

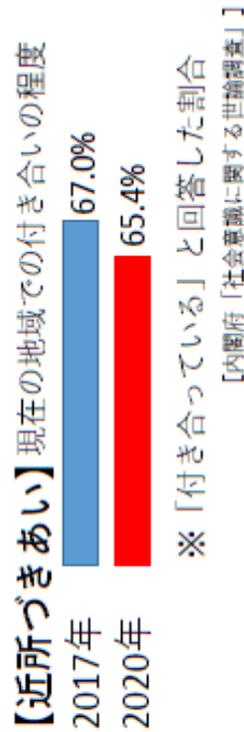
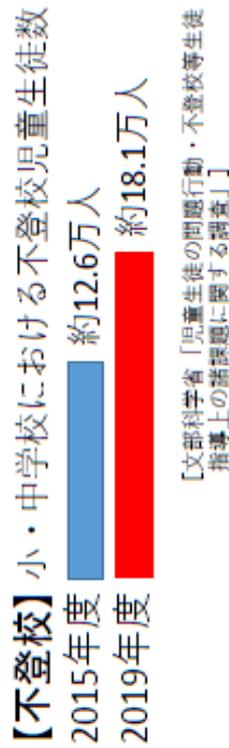
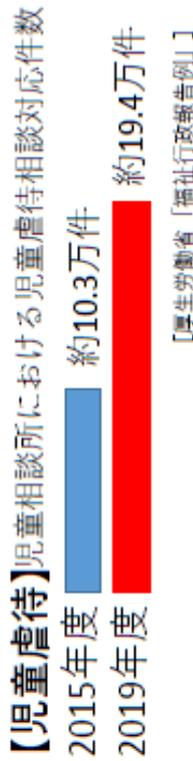
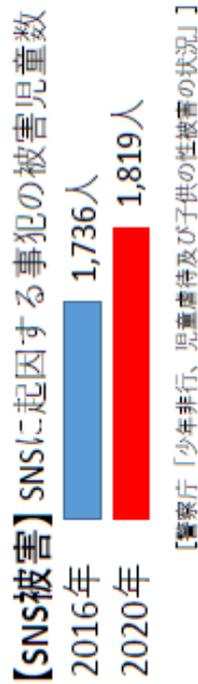
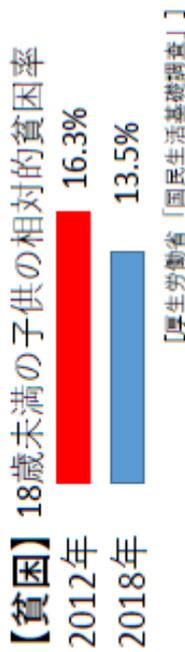
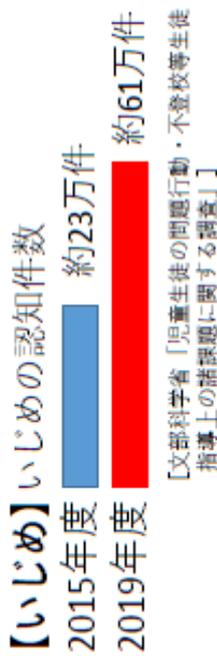
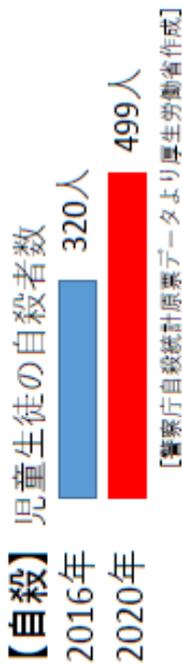
* 子供・若者インデックスとして想定している指標の例（子供・若者の意識関連）

<p>自己肯定感・自己有用感 自分は役に立たないと強く感じる 49.9% 今の自分が好きだ 46.5% (44.8%) チャレンジ精神 うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む 51.9%</p>	<p>充実感 今の生活が充実している 68.9%(69.5%) 希望 自分の将来について明るい希望を持っている 59.3% 社会貢献 社会のために役立つことをしたい 70.8%</p>
学校	
<p>・居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など、以下同）になっている 家庭（実家や親族の家を含む） 75.6%(79.9%) 自分の部屋 85.3%(89.0%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 58.8%(59.8%) ・困ったときは助けてくれる 77.4%(78.4%) ・親（保護者）から愛されている 73.7%</p>	<p>・居場所になっている ※卒業した学校を含む 48.1%(49.2%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 57.7%(57.7%) ・困ったときは助けてくれる 65.6%(65.0%) ※上記2項目は、学校で出会った友人についての回答</p>
家族・親族	
<p>・居場所になっている 35.1%(39.2%) ※過去の職場を含む ・何でも悩みを相談できる人がいる 33.6%(31.1%) ・困ったときは助けてくれる 51.6%(50.6%)</p>	<p>・居場所になっている 53.3%(58.5%) ※現在住んでいる場所やそこにある施設等 ・何でも悩みを相談できる人がいる 18.5%(18.2%) ・困ったときは助けてくれる 27.4%(26.4%)</p>
地域	
<p>・居場所になっている 56.6%(62.1%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 23.7%(21.3%) ・困ったときは助けてくれる 23.3%(21.8%)</p>	<p>・居場所になっている 56.6%(62.1%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 23.7%(21.3%) ・困ったときは助けてくれる 23.3%(21.8%)</p>
インターネット空間	
<p>※上記の数値は、そう思う、どちらかといえばそう思うの合計値であり、13歳～29歳の全体値。 令和元年度内閣府「子供・若者の意識に関する調査」のデータ（括弧内は平成28年度のデータ）</p>	

▶ **大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）としつつ、社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。
 3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

別添

参考データ



資料3 豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するものに対し、法第15条第1項に規定する関係機関等が協働して行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、「豊中市子ども・若者支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、「豊中市若者自立支援計画」に基づき子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを行う。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）による支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 構成機関が連携して行う支援の実施に関すること。
- (3) 構成機関が、構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援に関すること。
- (4) 支援を総合的に推進するための連絡調整に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる構成機関で組織する。

- 2 協議会に会長を置き、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、教育監の職にある者がその職務を代理する。
- 5 会長は、第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、別表第1に掲げる構成機関以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 会長は、第2条各号に掲げる事項について専門的な見地からの助言や専門知識の提供を求めるため、協議会のもとにアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 協議会は、代表者会議、実務者会議、ケース会議、部会に分けて運営する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第2に掲げる構成機関の代表で構成し、第1条の目的を達するため、情報の交換を行うとともに、同条の目的を達するための運営方針及び支援に係る総合的事項について協議する。

2 代表者会議の会長は、市民協働部長の職にある者をもって充て、代表者会議の招集及び進行を行う。

3 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、別表第1に掲げる構成機関より選任された支援に関わる実務者等で構成し、次に掲げる事項について協議する。

(1) 構成機関の活動状況等の情報の交換及び役割分担の明確化に関すること。

(2) ケース会議での課題を踏まえた対応策の検討に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するために必要な実務に関する事項

2 実務者会議に座長を置き、くらし支援課長の職にある者をもって充て、実務者会議の招集及び進行を行う。

3 実務者会議は、原則として年2回以上開催する。

(ケース会議)

第7条 ケース会議は、別表第1に掲げる構成機関のうち、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

2 ケース会議は、第1条の目的を達するため、子ども・若者に関する個々の支援について、次に掲げる事項を協議する。

(1) 対象者の状況把握及び課題の確認に関すること。

(2) 対象者に対する具体的な支援内容の検討に関すること。

(3) 対象者に対する支援方針の策定と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ケース会議による個々の支援を実施するために必要な事項

3 ケース会議は、必要に応じて随時開催する。

4 ケース会議は、豊中市支援会議設置要綱第3条第1項の規定により、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第9条第1項に基づく支援会議として位置付けることができる。なお、会議の運用については、本要綱のほか、豊中市支援会議設置要綱に基づき実施するものとする。

5 ケース会議は、第9条第1項に定める子ども・若者支援調整機関又は第10条第1項に定める子ども・若者指定支援機関が招集する。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会における検討状況及び結果を協議会に報告する。

(調整機関)

第9条 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、豊中市市民協働部を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

2 調整機関は、協議会の事務局として、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) その他協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

(指定支援機関)

第10条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき、とよの地域若者サポートステーションを子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定する。

2 指定支援機関は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対して、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- (3) その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を推進するために必要な事項

(秘密保持義務)

第11条 協議会に出席した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(経費負担)

第12条 協議会に出席するために必要となる経費については、構成機関において負担する。ただし、第3条第5項及び第6項に規定する者の出席については、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。
- 2 平成22年2月18日制定の「豊中市若年者就労問題等連絡会議設置要綱」及び平成22年6月18日制定の「豊中市子ども・若者育成支援推進検討会議設置要綱」は、平成27年9月30日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月6日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）【関係機関・団体等】

分野	構成機関等
教育関係	大阪府教育庁教育振興室高等学校課
	大阪府教育センター教育企画部教育相談室
	大阪府立箕面東高等学校
	豊中市教育委員会
	豊中市人権教育推進委員協議会
福祉関係	大阪府池田子ども家庭センター
	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
	豊中市健康医療部
	豊中市こども未来部
	豊中市福祉部
	豊中市民生・児童委員協議会連合会
保健・医療関係	一般社団法人豊中市医師会
	一般社団法人豊中市薬剤師会
矯正・更生保護関係	大阪少年鑑別所
	大阪府豊中警察署
	大阪府池田少年サポートセンター
	大阪府豊中南警察署
	豊中地区保護司会
雇用関係	池田公共職業安定所
	大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
	特定非営利活動法人豊中市障害者就労雇用支援センター
	豊中市市民協働部
	豊中商工会議所
	とよの地域若者サポートステーション
	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会
相談・その他	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会
	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
	大阪府子ども・若者支援地域協議会調整機関
	大阪府青少年・地域安全室青少年課
	公益財団法人とよなか国際交流協会
	市立豊中病院事務局
	人権擁護委員豊中地区委員会
	豊中市消防局
	豊中市人権政策課
	豊中市都市経営部
	豊中市都市計画推進部
	子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会の会長が指定するもの

別表第2(第5条関係)【代表者会議】

分野	構成機関
教育関係	豊中市教育委員会
福祉関係	大阪府池田子ども家庭センター
	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
	豊中市健康医療部
	豊中市こども未来部
	豊中市福祉部
	豊中市民生・児童委員協議会連合会
保健・医療関係	一般社団法人豊中市医師会
	一般社団法人豊中市薬剤師会
就労関係	池田公共職業安定所
	大阪府子ども・若者支援地域協議会調整機関
	人権擁護委員豊中地区委員会
	豊中市市民協働部
相談・その他	豊中商工会議所
	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会
	子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会の会長が指定するもの

資料4 若者自立支援計画の中間見直しについて

当初、令和2年度（2020年度）中に同計画の中間見直しをする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会全体が大きく変化する中で、計画見直しにあたり若者へのコロナ禍の影響を加味することが必要だと考えました。

そのため、計画の見直し時期を令和3年度（2021年度）に延期し、令和2年度（2020年度）は若者へのコロナ禍の影響について情報収集しました。実施した内容は以下の通りです。

① 「若者支援意見交換会」

日本各地で若者支援に携わっている支援者を ZOOM でつなぎ、各地の状況及びこれからの若者支援に必要なことについて意見交換をしました。

日 時： 令和2年（2020年）8月25日（火）10時～12時

開催方法： Zoomによるオンライン開催

参加者（機関名・役職）：

松田 考さん（札幌市若者支援総合センター Youth+センター 館長）

井村 良英さん（認定NPO法人育て上げネット 若者支援事業マネージャー）

渡辺 ゆりかさん（名古屋市子ども・若者総合相談センター 運営業務総括責任者）

白砂 明子さん（豊中市若者支援総合相談窓口 総括責任者）

金城 隆一さん（NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい 代表理事）

<進行役> 濱政 宏司（豊中市市民協働部くらし支援課 課長）



<内 容>

1. コロナ禍における若者の状況

- 緊急事態宣言中は、相談件数は減少したが、その後は増加
- 継続ケースの状況は千差万別
 - ・元々しんどい子どもが、さらにしんどくなったケースあり
 - ・対面しないことで、関係性が築けたケースあり
 - ・順調に進んでいたケースで、逆戻りしたケースもあり
 - ・リモートで順調にすすむケースもあり
- 困難ケースの相談が増加
 - ・家族間のストレス、虐待、自殺企図等
 - ※従来から要注意だった事が現実化。潜在層の顕在化
- トラブルに巻き込まれる若者
 - ・詐欺被害、副業サイトでのトラブル、パパ活⇒望まない妊娠
- 従来の方法では、リーチできない、支援できないケースの増加
 - ・機関連携による相談者の引継ぎが困難
 - ・サードプレイスが利用不可 ⇒ ファーストプレイスにしわ寄せ
- つながりづらい、こぼれ落ちる若者達がさらにつながりにくくなっている

2. 今後の取組のポイント

- つながり続ける支援は、今後も重要
 - ・あなたの事を大切にしている
 - ・一人ひとりの不安の正体にあわせた支援が必要
 - ・就労が必ずしもゴールではない。一人ひとりの状況に応じたゴール設定
- 支援メニュー・方法の選択肢拡充、総合力が必要
 - ・時期、場所、人によって課題の捉え方が異なる。
- 対面支援以外の方法の検討
 - ZOOM、電話、家庭訪問、SNS（インスタ、LINE）、動画配信など
 - ⇒距離があっても温度感を届けることが必要
- 支援者を広げる ⇒ 支援者支援が必要
 - ・広域連携、民間企業とも協力
- 若者支援は地域づくり
 - ・インフォーマルな取り組み（支援ではない）が必要
 - ・行政と民間はできる事が異なる。行政は成果とリスクを踏まえる必要があるが、実際の支援の現場は異なる。行政が行う事で逆効果になる事もある。
 - ⇒行政と民間は役割分担（対話）が必要
 - ⇒対象者を絞らず支援できることが重要
 - ・支援団体×支援団体、支援団体×民間企業、多世代交流、若者同志

②「若者サミット実行委員会」

若者サミットは当初、生きづらさを有する若者からの体験談を聞き、参加者全員で、生きづらさを有する若者への支援に必要な施策について意見交換を行い、その結果を若者自立支援計画の見直しの参考にする予定でした。コロナ禍の影響により多人数が参加するイベントは中止となりましたが、若者当事者である実行委員9名が自分自身の生きづらさ、将来の夢、価値観、考え方、教育・社会・大人に対する不満、将来への不安等を膝を突き合わせて一緒に考える姿は、まさに若者サミットそのものであり、実行委員会での意見もふまえて、若者自立支援計画の見直しに取り組みます。

実行委員：9名 年齢：18 - 30歳

第1回実行委員会

令和2年（2020年）6月3日 市民活動情報サロン

テーマ 若者サミットとは？

第2回実行委員会

令和2年（2020年）7月6日 豊中市生活情報センターくらしかん

テーマ 若者の声を聴き合う

第3回実行委員会

令和2年（2020年）8月3日 市民活動情報サロン

テーマ 私たちにとっての学び

第4回実行委員会

令和2年（2020年）9月2日 市民活動情報サロン

テーマ 自治の仕組みと若者の声

若者サミット

令和2年（2020年）10月21日 豊中市生活情報センターくらしかん

テーマ：不確かな時代の支え合い

第1部 講演「生きづらさを事業につなげた事例等の紹介」

ゲストスピーカー 合同会社 Ledesone 常岡 天祐さん

第2部 大人と実行委員によるグループワーク



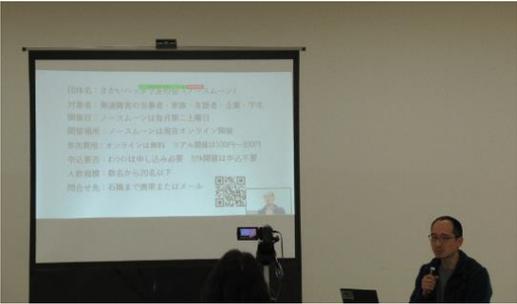
- <若者支援に必要な取り組みに関する主な意見>
- 自分の知らない世界を知ることのできる場・機会
 - 他者との考え方の違いを受け入れ、受け入れてもらえる体験
 - 異世代や様々な立場の大人と対話する場・機会
 - 変化のスピードが速く、不確定な時代であるからこそ、自分の人生について積極的に考えることができる場・機会
 - 何でも相談できる場・機会

③「居場所フェスタ 2020in とよなか」

ひきこもり、ホームレス、発達障害、外国人、生きづらさ、ヤングケアラー等に関する当事者(居場所)活動を行っている6団体が各団体の紹介を行うとともに、コロナ禍による当事者および居場所への影響等についてパネルディスカッションを行い、その内容を動画配信しました。

<動画配信期間> 令和3年(2021年)2月12日(金)から

令和3年(2021年)2月28日(日)



<若者自立支援計画の見直しに参考となる意見>

- 居場所というものを必要とする人はたくさんいて、まだまだそこにリーチできていない人もいます。
- 居場所を地域でどう拡げていくか、拡がった居場所をネットワーク化するかといった検討が必要。
- 居場所は緊急事態だからやる、やらないではなく常にあること、淡々と続いていることが大事。そしてその居場所の活用、関わり方は当事者自身が決める。決められる社会であることが大事。
- 団体同士が繋がることで、選択肢が広がり、居場所に参加できる人が増えていく。
- 生きづらさをキーワードに居場所を作っているけれど、居場所に求めるものは支援という形ではない。
- 「居場所にきて、元気になりました」というような一部の成功例を取り上げて、居場所活動に意義があるということではなく、99%の他の困難さを抱えている人と一緒に考えていけるような道筋を作りたい。
- オンラインの活用（オンライン対話だけではなく、ラジオのように聞く、文字で入力する、一緒に体を動かすなど様々な手法で実施）
- リアルに集まれる場の必要性

資料5 意見公募手続き結果

本計画について、市民等から幅広い意見を募集するため、計画素案に対する意見募集を令和4年（2022年）1月11日から1月31日にかけて実施し、市民等の意見を反映しました。

○豊中市若者自立支援計画（素案）に関する意見募集の結果

■提出方法別人数と意見件数

提出方法	提出人数	意見件数
郵便	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
電子メール	3人	3件
所管課への直接提出	0人	0件
その他	0人	0件
合計	3人	3件

■市民等の区分別人数と意見件数

提出方法	提出人数	意見件数
市の区域内に住所を有する者	2人	2件
市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1人	1件
市の区域内に存する事務所等に勤務する者	0人	0件
市の区域内に存する学校に在学する者	0人	0件
市税の納税義務者	0人	0件
意見公募手続きに係る計画等に利害関係を有するもの	0人	0件
合計	3人	3件

■項目別意見件数

該当項目	意見件数
6. 子ども・若者の現状とこれまでの取り組みについて	—
6-2 これまでの取り組み	—
①子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成	1件
6-3 今後の取り組みに向けた課題	1件
8. 評価指標の設定	1件

※ひとつのご意見で複数項目に該当する場合は、それぞれの項目でカウントしている。